

横須賀市報

号外第5号

発行日 毎月 10日 25日	発行所 横須賀市役所 編集兼 発行人 印刷所	横須賀市小川町11番地 横須賀市長 上地克明 横須賀市印刷所
-------------------------	------------------------------------	---

目 次

規 則

- ◇個人情報の保護に関する法律等施行取扱規則……………1
- ◇保有個人情報の安全管理措置に関する規則……………9
- ◇許認可等の標準処理期間に関する規則中一部改正……10
- ◇事務分掌規則中一部改正……………11
- ◇副市長事務分担規則中一部改正……………14
- ◇横須賀市個人情報保護運営審議会規則……………“
- ◇横須賀市情報公開審査会規則中一部改正……………“
- ◇公文書管理規則中一部改正……………“
- ◇公印規則中一部改正……………“
- ◇職員定年等条例施行規則……………15
- ◇職員定年等条例等の一部を改正する条例附則第24項に規定する通知に関する規則……………16
- ◇職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則中一部改正……………17
- ◇横須賀市職員の退職管理に関する規則中一部改正……18
- ◇安全衛生委員会規則中一部改正……………“
- ◇職員給与条例施行規則中一部改正……………“
- ◇職員給与条例附則第41項、第43項又は第44項の規定による給料に関する規則……………“
- ◇平成28年改正条例附則第2項から第4項までの規定による給料に関する規則中一部改正……………19
- ◇初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則中一部改正……………“
- ◇初任給、昇格及び昇給等の細目に関する規則中一部改正……………25
- ◇職員の管理職手当に関する規則中一部改正……………26
- ◇職員住居手当支給規則中一部改正……………“
- ◇職員に支給する期末手当及び勤勉手当の支給基準に関する規則の一部を改正する規則中一部改正……………“
- ◇職員被貸与規則中一部改正……………27
- ◇職員退職手当条例施行規則中一部改正……………“
- ◇予算決算及び会計規則中一部改正……………“
- ◇契約規則中一部改正……………“
- ◇契約履行規則中一部改正……………“
- ◇横須賀市病院事業財務規則等の一部を改正する等の規則……………“
- ◇企業立地等促進条例施行規則中一部改正……………“
- ◇青少年の家条例施行規則中一部改正……………“
- ◇中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行取扱規則中一部改正……………“
- ◇児童福祉法施行取扱規則中一部改正……………29
- ◇横須賀市介護保険条例等施行取扱規則中一部改正……“
- ◇保健センター条例施行規則中一部改正……………“
- ◇あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律施行取扱規則中一部改正……………“
- ◇柔道整復師法施行取扱規則中一部改正……………30
- ◇特定建築等行為に係る手続き及び紛争の調整に関する条例施行規則中一部改正……………“
- ◇建築基準法等施行取扱規則中一部改正……………“
- ◇横須賀市給食条例施行規則中一部改正……………“

規 則

個人情報の保護に関する法律等施行取扱規則を次のように定める。

令和5年3月31日

横須賀市長 上地克明

個人情報の保護に関する法律等施行取扱規則

(趣旨)

第1条 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）及び横須賀市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年横須賀市条例第46号。以下「条例」という。）の施行については、別に定めがあるもののほか、この規則の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、法及び条例において使用する用語の例による。

(個人情報ファイル簿の作成)

第3条 個人情報ファイル簿は、個人情報ファイル簿（単票）（第1号様式）による。

2 個人情報ファイル簿（単票）は、個人情報ファイルごとに作成するものとする。

3 市の機関は、個人情報ファイル簿（単票）を作成したときは、個人情報取扱事務登録簿見出（第2号様式）に必要な事項を記載するものとする。

(個人情報取扱事務の登録)

第4条 個人情報取扱事務登録簿は、個人情報取扱事務登録簿見出及び個人情報取扱事務登録簿（単票）（第3号様式）による。

2 条例第3条第1項第5号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 個人情報取扱事務の根拠となる法令等

(2) 登録事項の変更年月日

(3) 利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用する場合にあっては、当該利用目的以外の目的

(4) 利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供する場合にあっては、当該提供先

(5) 個人番号の利用の有無

(6) 個人情報の取扱いの委託がある場合にあっては、その旨

(7) 開示請求、訂正請求又は利用停止請求を受理する組織の名称及び所在地

(8) 保有個人情報の訂正及び利用停止に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときはその旨

(9) 市の機関等の名称

(10) 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称

(11) 個人情報ファイルの利用目的、記録項目及び記録範囲

(12) 記録情報の収集方法

(13) 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨

(14) 記録情報を当該市の機関以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先

(15) 個人情報ファイルの種別

3 条例第3条第6項第8号に規定する規則で定めるものは、法第74条第2項第1号、第2号、第5号、第10号及び第11号に掲げる個人情報ファイル並びに個人情報ファイル簿を作成しなければならない個人情報ファイルを構成する個人情報とする。

4 個人情報取扱事務登録簿（単票）は、個人情報取扱事務において取り扱う個人情報により構成される個人情報ファイルごとに作成するものとする。

(個人情報ファイル簿の公表等)

第5条 法第75条第1項の規定による公表は、市の機関が指定する庁舎内の場所における閲覧及びインターネットを利用した閲覧の方法により行うものとする。

2 前項の規定は、条例第3条第7項に規定する一般の閲覧について準用する。

(個人情報の取扱いの委託の届出)

第6条 市の機関は、個人情報の取扱いの委託をしようとするとき（条例第3条第6項各号に掲げる個人情報の取扱いの委託をしようとするときを除く。）は、あらかじめその旨を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更し、又は当該委託の全部若しくは一部を取りやめようとするときも、同様とする。

2 前項の規定による届出は、個人情報取扱事務委託登録票（第4号様式）によらなければならない。

3 市長は、第1項の届出を適宜取りまとめ、条例第14条第1項に規定する横須賀市個人情報保護運営審議会に報告するものとする。

(開示請求書)

第7条 開示請求書は、保有個人情報開示請求書（第5号様式）による。

(開示決定通知書等)

第8条 法第82条第1項本文に規定する書面は、保有個人情報開示決定通知書（第6号様式）による。

2 法第82条第2項に規定する書面は、保有個人情報不開示決定通知書（第7号様式）による。

(開示請求に係る事案の移送の通知書)

第9条 法第85条第1項後段に規定する書面は、保有個人情報開示請求事案移送通知書（第8号様式）による。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与の通知書等)

第10条 法第86条第1項の規定による通知は、保有個人情報の開示に対する意見照会書（法第86条第1項適用）（第9号様式）によらなければならない。

2 法第86条第1項に規定する意見書は、保有個人情報の開示に対する意見書（第10号様式）による。

3 法第86条第2項本文に規定する書面は、保有個人情報の開示に対する意見照会書（法第86条第2項適用）（第11号様式）による。

4 法第86条第2項本文に規定する意見書は、保有個人情報の開示に対する意見書による。

5 法第86条第3項後段に規定する書面は、反対意見書提出者への通知書（第12号様式）による。

(写しの交付に係る作成等に要する費用)

第11条 条例第6条第2項に規定する写しの交付に係る写しの作成に要する費用の額は、別表に掲げるとおりとする。

2 条例第6条第2項に規定する写しの交付に係る写しの送付に要する費用の額は、当該写しの送付に係る郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵便等」という。）の料金に相当する額とする。

3 前2項の費用は、前納しなければならない。

(電磁的記録の開示の実施方法)

第12条 法第87条第1項本文に規定する行政機関等が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。

(1) 録音テープ又はビデオテープに記録された電磁的記録 当該保有個人情報に係る部分を市の機関が保有する再生装置により再生したものの視聴又は当該保有個人情報に係る部分の録音テープ若しくはビデオテープに複写したものとの交付

(2) フレキシブルディスクに記録された電磁的記録 当該保有個人情報に係る部分をフレキシブルディスクに複写したものの交付

(3) 光ディスクに記録された電磁的記録 当該保有個人情報に係る部分を光ディスク（日本産業規格X0606及びX6281

に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものとの交付

(4) 前3号に掲げるもの以外の電磁的記録 当該保有個人情報に係る部分を印刷物として出力したものの閲覧若しくは交付又は市の機関が保有する再生装置により再生したものとの視聴

(開示の実施の方法等の申出書)

第13条 個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）第26条第1項に規定する書面は、保有個人情報の開示実施方法の申出書（第13号様式）による。

(開示の実施における保有個人情報の保全)

第14条 開示決定に基づき保有個人情報の閲覧又は視聴をする者は、当該保有個人情報を丁寧に取り扱うものとし、かつ、当該保有個人情報の改ざん、汚損又は破損をしてはならない。

2 市の機関は、前項の規定に違反し、又は違反するおそれがある者に対して、保有個人情報の閲覧又は視聴を中止させ、又は禁止することができる。

3 第1項の閲覧又は視聴については、市の機関の職員が立ち会うものとする。

(訂正請求書)

第15条 訂正請求書は、保有個人情報訂正請求書（第14号様式）による。

(訂正決定通知書等)

第16条 法第93条第1項に規定する書面は、保有個人情報訂正決定通知書（第15号様式）による。

2 法第93条第2項に規定する書面は、保有個人情報不訂正決定通知書（第16号様式）による。

(訂正請求に係る事案の移送の通知書)

第17条 法第96条第1項後段に規定する書面は、保有個人情報訂正請求事案移送通知書（第17号様式）による。

(保有個人情報提供先への通知書)

第18条 法第97条に規定する書面は、保有個人情報提供先への訂正決定通知書（第18号様式）による。

(利用停止請求書)

第19条 利用停止請求書は、保有個人情報利用停止請求書（第19号様式）による。

(利用停止決定通知書等)

第20条 法第101条第1項に規定する書面は、保有個人情報利用停止決定通知書（第20号様式）による。

2 法第101条第2項に規定する書面は、保有個人情報利用不停止決定通知書（第21号様式）による。

(決定期間延長通知書等)

第21条 条例第4条第2項後段、第7条第2項後段及び第9条第2項後段に規定する書面は、保有個人情報開示等決定期間延長通知書（第22号様式）による。

2 条例第5条後段、第8条後段及び第10条後段に規定する書面は、保有個人情報開示等決定期間特例延長通知書（第23号様式）による。

(諮詢の通知書)

第22条 法第105条第3項において準用する同条第2項の規定による通知は、横須賀市情報公開・個人情報保護審査会諮詢通知書（第24号様式）によらなければならない。

(運用状況の公表)

第23条 条例第15条の規定による公表については、第5条第1項の規定を準用する。

(個人情報保護専門委員)

第24条 法及び条例の円滑な運用を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第174条第1項の規定に基づく専門委員として、個人情報保護専門委員を置く。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(関係規則の廃止)

2 横須賀市個人情報保護条例施行規則（平成5年横須賀市規

則第45号)は、廃止する。
別表(第11条第1項関係)

文書等の種類	写しの作成の方法	金額
文書及び図画	乾式複写機による写しの作成	モノクロ単色刷りで日本産業規格A列3番までの用紙 1枚につき 10円
	多色刷りで日本産業規格A列4番までの用紙	1枚につき 50円
	多色刷りで日本産業規格A列3番の用紙	1枚につき 80円
	業務委託による写しの作成	当該業務委託で定める額
マイクロフィルム	印刷物に出力したもの(モノクロ単色刷りで日本産業規格A列3番までの用紙に限る。)	1枚につき 10円
	業務委託による写しの作成	当該業務委託で定める額
電磁的記録	録音テープ(記録時間が120分のもの)に複写したものの	1巻につき 200円
	ビデオテープ(記録時間が120分のもの)に複写したもの	1巻につき 300円
	フレキシブルディスク(容量が1.44メガバイトのもの)に複写したものの	1枚につき 100円
	光ディスク(日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの	1枚につき 150円

備考 用紙の両面に印刷された文書、図画等については、片面を1枚として算定する。

第1号様式(第1面)(第3条第1項関係)

個人情報ファイル簿(単票)

個人情報ファイルの名称	
市の機関等の名称	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	
個人情報ファイルの利用目的	
個人情報ファイルの記録項目	
個人情報ファイルの記録範囲	
記録情報の収集方法	
記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	
記録情報を当該市の機関以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先	
(名称)	
(所在地)	
保有個人情報の訂正及び利用停止に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときはその旨	
個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 <input type="checkbox"/> 政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号

第1号様式(第2面)

行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案の募集をする個人情報ファイルである旨	
行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	
行政機関等匿名加工情報の本人の数	
行政機関等匿名加工情報に含まれる情報の項目	
作成された行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案をすることができる期間	
備考	

第2号様式（第3条第3項、第4条第1項関係）

第3号様式（第4条第1項関係）

個人情報取扱事務登録簿（単票）

個人情報ファイルの名称	
市の機関等の名称	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	
個人情報ファイルの利用目的	
個人情報ファイルの記録項目	
個人情報ファイルの記録範囲	
記録情報の収集方法	
記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	
記録情報を当該市の機関以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先	
開示請求、訂正請求又は利用停止請求を受理する組織の名称及び所在地	(名称) (所在地)
保有個人情報の訂正及び利用停止に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときはその旨	
個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号
備考	

第4号様式（第6条第2項関係）

届出年月日	年 月 日
番号	

個人情報取扱事務委託登録票

第5号様式（第7条関係）

保有個人情報開示請求書

(あて先) 横須賀市長	
請求者 住 所 氏 名 電 話	
開示を請求する保有個人情報	
求める開示の実施方法等	
本人以外の者の請求の場合の本人 の状況等	

第6号様式（第8条第1項関係）

保有個人情報開示決定通知書

様	第 号 年 月 日
横須賀市長	印
<p>年 月 日に請求がありました保有個人情報の開示については、個人情報の保護に関する法律第82条第1項の規定により次のとおり開示することを決定しましたので通知します。</p>	
開示する保有個人情報	
不開示とした部分とその理由	
開示する保有個人情報の利用目的	
開示の実施の方法等	

第8号様式（第9条関係）

保有個人情報開示請求事案移送通知書

様	第 号 年 月 日
横須賀市長	印
<p>年 月 日に請求がありました保有個人情報の開示請求に係る事案については、個人情報の保護に関する法律第85条第1項の規定により、次のとおり移送しましたので通知します。 なお、保有個人情報の開示決定等は、次の移送先の行政機関の長等において行われます。</p>	
開示請求に係る保有個人情報	
移送した日	
移送の理由	
移送先の行政機関の長等	
備考	

第7号様式（第8条第2項関係）

保有個人情報不開示決定通知書

様	第 号 年 月 日
横須賀市長	印
<p>年 月 日に請求がありました保有個人情報の開示については、個人情報の保護に関する法律第82条第2項の規定により、次のとおり全部を開示しないことを決定しましたので通知します。</p>	
開示請求に係る保有個人情報	
開示をしないこととした理由	

第9号様式（第10条第1項関係）

保有個人情報の開示に対する意見照会書（法第86条第1項適用）

様	第 号 年 月 日
横須賀市長	印
<p>次のとおり保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律第76条第1項の規定による開示請求がありました。</p> <p>つきましては、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、意見書を提出していただきますようお願いします。</p>	
開示請求に係る保有個人情報	
開示請求の年月日	
開示請求に係る保有個人情報に含まれている に関する情報の内容	
意見書の提出先	
意見書の提出期限	

第10号様式（第10条第2項、第4項関係）

保有個人情報の開示に対する意見書

年 月 日	
(あて先) 横須賀市長	
住所 提出者 氏名 [法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地、 名称及び代表者の氏名] 電話	
開示請求に係る保有個人情報	
開示に関しての意見	
連絡先	

第12号様式（第10条第5項関係）

反対意見書提出者への通知書

第 号 年 月 日	
様	
横須賀市長 印	
年 月 日に意見書の提出がありました保有個人情報の開示については、次のとおり開示決定をしましたので、個人情報の保護に関する法律第86条第3項の規定により通知します。	
開示請求に係る保有個人情報	
開示決定をした理由	
開示決定をした日	
開示を実施する日	

第11号様式（第10条第3項関係）

保有個人情報の開示に対する意見照会書（法第86条第2項適用）

第 号 年 月 日	
様	
横須賀市長 印	
次のとおり保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律第76条第1項の規定による開示請求がありました。 つきましては、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、意見書を提出していただきますようお願いします。	
開示請求に係る保有個人情報	
開示請求の年月日	
個人情報の保護に関する法律第86条第2項第1号又は第2号の規定の適用区分及びその理由	
開示請求に係る保有個人情報に含まれている に関する情報の内容	
意見書の提出先	
意見書の提出期限	

第13号様式（第13条関係）

保有個人情報の開示実施方法の申出書

年 月 日	
(あて先) 横須賀市長	
住所 申出者 氏名 [法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地、 名称及び代表者の氏名] 電話	
保有個人情報開示決定通知書の文書番号等	
求める開示の実施の方法	
開示の実施を希望する日	
写しの送付の希望の有無	

第14号様式（第15条関係）

保有個人情報訂正請求書

年 月 日	
(あて先) 横須賀市長	
請求者 住 姓 電	所 名 話
訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	
訂正請求の趣旨及び理由	
本人以外の者の請求の場合の本人の状況等	

第16号様式（第16条第2項関係）

保有個人情報不訂正決定通知書

第 号 年 月 日	
様	
横須賀市長 印	
年 月 日に請求がありました保有個人情報の訂正については、個人情報の保護に関する法律第93条第2項の規定により、次のとおり訂正をしないことを決定しましたので通知します。	
訂正請求に係る保有個人情報	
訂正をしないこととした理由	

第15号様式（第16条第1項関係）

保有個人情報訂正決定通知書

第 号 年 月 日	
様	
横須賀市長 印	
年 月 日に請求がありました保有個人情報の訂正については、個人情報の保護に関する法律第93条第1項の規定により、次のとおり訂正することを決定しましたので通知します。	
訂正請求に係る保有個人情報	
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び理由	

第17号様式（第17条関係）

保有個人情報訂正請求事案移送通知書

第 号 年 月 日	
様	
横須賀市長 印	
年 月 日に請求がありました保有個人情報の訂正請求に係る事案については、個人情報の保護に関する法律第96条第1項の規定により、次のとおり移送しましたので通知します。なお、保有個人情報の訂正決定等は、次の移送先の行政機関の長等において行われます。	
訂正請求に係る保有個人情報	
移送をした日	
移送の理由	
移送先の行政機関の長等	
備考	

第18号様式（第18条関係）

保有個人情報提供先への訂正決定通知書

第　号 年　月　日	
(あて先)	
横須賀市長　印	
<p>次の保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第92条の規定により訂正をしましたので、同法第97条の規定により通知します。</p>	
訂正請求に係る保有個人情報	
訂正請求者の氏名等保有個人情報を特定するための情報	
訂正決定をする内容及び理由	

第20号様式（第20条第1項関係）

保有個人情報利用停止決定通知書

第　号 年　月　日	
様	
横須賀市長　印	
<p>年　月　日に請求がありました保有個人情報の利用停止については、個人情報の保護に関する法律第101条第1項の規定により、次のとおり利用停止することを決定しましたので通知します。</p>	
利用停止請求に係る保有個人情報	
利用停止請求の趣旨	
利用停止決定をする内容及び理由	

第19号様式（第19条関係）

保有個人情報利用停止請求書

年　月　日	
(あて先) 横須賀市長	
住　所 請求者　氏　名　電話	
利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	
利用停止請求の趣旨及び理由	
本人以外の者の請求の場合の本人の状況等	

第21号様式（第20条第2項関係）

保有個人情報利用不停止決定通知書

第　号 年　月　日	
様	
横須賀市長　印	
<p>年　月　日に請求がありました保有個人情報の利用停止については、個人情報の保護に関する法律第101条第2項の規定により、次のとおり利用停止をしないことを決定しましたので通知します。</p>	
利用停止請求に係る保有個人情報	
利用停止をしないこととした理由	

第22号様式（第21条第1項関係）

保有個人情報開示等決定期間延長通知書

第 号 年 月 日	
様	
横須賀市長 印	
年月日に請求がありました保有個人情報の開示等については、次のとおり開示決定等の期間を延長します。	
請求の区分	
適用する期間の延長の規定	
請求に係る保有個人情報	
延長後の期間	
延長する理由	

第24号様式（第22条関係）

横須賀市情報公開・個人情報保護審査会諮詢通知書

第 号 年 月 日	
様	
横須賀市長 印	
年月日付けの市長に対する審査請求について、次のとおり横須賀市情報公開・個人情報保護審査会に諮詢しましたので、個人情報の保護に関する法律第105条第3項において準用する同条第2項の規定により通知します。	
審査請求に係る保有個人情報	
審査請求に係る開示決定等（訂正決定等、利用停止決定等）	
審査請求を受けた日及び審査請求の趣旨	
諮詢をした日	

第23号様式（第21条第2項関係）

保有個人情報開示等決定期間特例延長通知書

第 号 年 月 日	
様	
横須賀市長 印	
年月日に請求がありました保有個人情報の開示等については、次のとおり開示決定等の期間を延長します。	
請求の区分	
適用する期限の特例の規定	
請求に係る保有個人情報	
期限の特例の規定を適用する理由	
残りの保有個人情報について開示決定等をする期限	

横須賀市規則第4号

保有個人情報等の安全管理措置に関する規則を次のように定める。

令和5年3月31日

横須賀市長 上地克明

保有個人情報等の安全管理措置に関する規則

(総則)

第1条 この規則は、保有個人情報等（保有個人情報及び仮名加工情報並びに個人関連情報（当該個人関連情報を第三者に提供し、かつ、当該第三者が当該個人関連情報を個人情報として取得することが想定される場合の個人関連情報に限る。）をいう。以下同じ。）に係る個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第66条第1項、第72条及び第73条第2項に規定する措置（以下「安全管理措置」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。（定義）

第2条 この規則において使用する用語は、法、横須賀市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年横須賀市条例第46号。以下「条例」という。）及び横須賀市情報セキュリティ規則（平成29年横須賀市規則第11号）において使用する用語の例による。

(総括個人情報保護管理者)

第3条 保有個人情報等に関する総合的な管理を図るため、総括個人情報保護管理者（以下「総括保護管理者」という。）を置き、総務部長をもって充てる。

2 総括保護管理者は、本市の全ての保有個人情報等の管理に関する事務を総括する。

(個人情報保護管理者)

第4条 課等における安全管理措置を講ずるため、保有個人情報等を取り扱う課等に個人情報保護管理者（以下「保護管理者」という。）を置く。

(個人情報安全管理委員会)

第5条 保有個人情報等の管理に係る重要事項の決定、連絡又

は調整等を図るため、個人情報安全管理委員会を設置する。

2 個人情報安全管理委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。
 (情報資産に関する安全管理措置)

第6条 保有個人情報等が情報資産である場合の安全管理措置については、横須賀市情報セキュリティ規則の規定の例による。
 (安全管理措置等)

第7条 市長は、保有個人情報等を安全かつ適切に管理するため、次の各号に掲げる措置の区分に応じ、当該各号に定める安全管理措置を講ずるものとする。

- (1) 保有個人情報等の適切な取扱いに係る措置 保有個人情報等の利用、正確性の確保、漏えいの防止その他の保有個人情報の適切な取扱いに係る安全管理措置
- (2) 保有個人情報等の取扱いの委託に係る措置 法令に基づき受託者に対して求める安全管理措置
- (3) 法第69条第2項本文の規定による保有個人情報の利用（以下「目的外利用」という。）及び提供（以下「外部提供」という。）に係る措置 保有個人情報の目的外利用及び外部提供の手続、保有個人情報の外部提供時の措置その他の保有個人情報の目的外利用及び外部提供に係る安全管理措置

2 市長は、安全管理措置を講ずるために必要な基準を定めるものとする。
 (保有個人情報等の取扱いに関する研修)

第8条 市長は、職員に対し、保有個人情報等の取扱いに関する研修を定期的に行うものとする。
 (保有個人情報等の漏えい等事案の報告)

第9条 職員は、保有個人情報等の漏えいその他の安全管理上問題となる事案又はその発生のおそれが生じたときは、直ちに保護管理者に報告しなければならない。

2 前項の報告を受けた保護管理者は、遅滞なく市長が別に定める措置を講じなければならない。
 (自己点検)

第10条 保護管理者は、課等における保有個人情報等の管理状況について、自己点検を行うものとする。

2 保護管理者は、前項の自己点検の結果を、総括保護管理者に報告するものとする。
 (監査)

第11条 総括保護管理者は、市の機関における保有個人情報等の管理状況について、監査を行うものとする。
 (その他の事項)

第12条 この規則に定めるもののほか、安全管理措置に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

~~~~~

**横須賀市規則第5号**

許認可等の標準処理期間に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年3月31日

横須賀市長 上 地 克 明

許認可等の標準処理期間に関する規則の一部を改正する規則

許認可等の標準処理期間に関する規則（平成13年横須賀市規則第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「別表第13」を「別表第14」に改める。  
 別表第5第3項中第10号を第11号とし、第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

- (9) 同法第77条第1項の規定に基づく日常生活用具の給付 30日

別表第5第4項に次の1号を加える。

- (3) 同法第55条第1項の規定に基づく助産師又はあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師若しくは柔道整復師の指定 30日

別表第5第5項に次の2号を加える。

(4) 同法第55条の4第1項の規定に基づく就労自立支援金の支給決定 14日

(5) 同法第55条の5第1項の規定に基づく進学準備給付金の支給決定 14日

別表第5第7項第10号及び第13号から第15号までの規定中「（田浦青少年自然の家を除く。）」を削る。

別表第7第1項第4号を削り、同表第4項第19号中「医療法人の合併の認可 20日」を「医療法人の吸収合併の認可 90日」に改め、同項中第54号を第57号とし、第20号から第53号までを3号ずつ繰り下げ、第19号の次に次の3号を加える。

- (20) 同法第59条の2の規定に基づく医療法人の新設合併の認可 90日
- (21) 同法第60条の3第4項の規定に基づく医療法人の吸収分割の認可 90日
- (22) 同法第61条の3の規定に基づく医療法人の新設分割の認可 90日

別表第8第1項中第12号を第13号とし、第2号から第11号までを1号ずつ繰り下げ、同項第1号中「児童福祉法」を「同法」に改め、同号を同項第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

- (1) 児童福祉法第6条の2第2項第1号の規定に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定 30日

別表第11第4項各号列記以外の部分中「開発指導課」を「宅地審査防災課」に改め、同表第5項第27号中「第85条第5項」を「第85条第6項」に改め、同項中第28号を削り、第29号を第28号とし、第30号から第41号までを1号ずつ繰り上げ、第40号の次に次の1号を加える。

- (41) 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第17条第3項の規定に基づく建築物の耐震改修の計画の認定 60日

別表第11第5項中第44号を削り、第43号を第44号とし、第42号を第43号とし、第41号の次に次の1号を加える。

- (42) 同法第18条第1項の規定に基づく建築物の耐震改修計画の変更の認定 60日

別表第11第5項中第45号を削り、第46号を第45号とし、第47号から第49号までを1号ずつ繰り上げ、第48号の次に次の1号を加える。

- (49) 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第115条の2第1項第4号の規定に基づく卸売市場の上屋等の外壁、軒裏等の防火構造の緩和の認定 30日

別表第11第5項中第51号を第52号とし、第50号を第51号とし、第49号の次に次の1号を加える。

- (50) 同令第131条の2第2項の規定に基づく都市計画道路又は地区計画等の区域内の予定道路を前面道路とみなす建築物の認定 30日

別表第12第4項を削り、同表第5項各号列記以外の部分中「自然環境共生課」を「自然環境・河川課」に改め、同項中第6号を第20号とし、第5号を第19号とし、第4号を第18号とし、第3号を第12号とし、同号の次に次の5号を加える。

- (13) 溝渠使用条例（昭和30年横須賀市条例第12号）第3条第1項の規定に基づく溝渠の使用許可 25日
- (14) 同条例第5条の規定に基づく溝渠使用期間の更新許可 15日
- (15) 同条例第9条の規定に基づく溝渠使用料の還付の承認 10日
- (16) 同条例第10条の規定に基づく溝渠使用料の減免の承認 10日
- (17) 同条例第12条の規定に基づく溝渠使用事項の変更許可 10日

別表第12第5項中第2号を第11号とし、第1号を第10号とし、同項に第1号から第9号までとして次の9号を加える。

- (1) 河川法（昭和39年法律第167号）第20条の規定に基づく工事等の承認 30日
- (2) 同法第23条の規定に基づく流水占用の許可 20日
- (3) 同法第24条の規定に基づく土地の占用の許可 20日
- (4) 同法第26条第1項の規定に基づく工作物の新築等の許

- 可 25日  
 (5) 同法第27条第1項の規定に基づく土地の掘削等の許可 20日  
 (6) 同法第29条第1項の規定に基づく河川管理上支障のある行為の許可等 25日  
 (7) 同法第30条第1項の規定に基づく許可工作物の完成検査 15日  
 (8) 同法第30条第2項の規定に基づく許可工作物の完成前の使用の承認 20日  
 (9) 同法第34条第1項の規定に基づく権利譲渡の承認 20日

別表第12中第5項を第4項とし、第6項を第5項とし、第7項を第6項とし、第8項及び第9項を削る。

別表第13を別表第14とし、別表第12の次に次の1表を加える。

#### 別表第13（第2条第1項関係）

##### 港湾部

###### 1 港湾企画課

- (1) 公有財産規則（昭和46年横須賀市規則第26号）第30条第1項の規定に基づく占用を伴わない公有財産の使用料の減免の承認 3日  
 (2) 同規則第30条第1項の規定に基づく占用を伴う公有財産の使用料の減免の承認 20日  
 (3) 同規則第32条第1項の規定に基づく公有財産原状変更の許可 10日  
 (4) 同規則第33条の規定に基づく公有財産使用者等の変更の承認 10日

###### 2 港湾管理課

- (1) 公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定に基づく公有水面埋立の免許 360日  
 (2) 同法第13条の2第1項の規定に基づく出願事項の変更の許可 210日  
 (3) 同法第14条第1項の規定に基づく埋立免許を受けた者に対する他人の土地に対する立入り又は一時使用の許可 30日  
 (4) 同法第14条第4項の規定に基づく埋立免許を受けようとする者に対する他人の土地に対する立入り又は一時使用の許可 30日  
 (5) 同法第16条第1項の規定に基づく埋立権の譲渡の許可 120日  
 (6) 同法第22条第1項の規定に基づく竣工認可 60日  
 (7) 同法第23条第1項の規定に基づく竣工認可前の埋立地使用の許可 30日  
 (8) 同法第27条第2項の規定に基づく埋立地に関する処分の許可 80日  
 (9) 同法第29条第1項の規定に基づく埋立地の用途と異なる利用の許可 80日  
 (10) 船員法（昭和22年法律第100号）第50条第4項の規定に基づく船員手帳の交付、訂正及び書換え 即日  
 (11) 同法第85条第3項の規定に基づく年少船員の認証 即日  
 (12) 漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第19条の2第1項の規定に基づく特定漁港漁場整備計画を定めるための他人の土地等への立入り等の許可 37日  
 (13) 同法第24条第1項の規定に基づく特定漁港漁場整備事業の施行のための個人の土地等への立入り又は使用の許可 37日  
 (14) 同法第39条第1項の規定に基づく漁港の区域内の水域又は公共空地の占用許可及び土砂採取許可 21日  
 (15) 港湾法（昭和25年法律第218号）第37条第1項の規定に基づく港湾区域内及び港湾隣接地域内の工事等の許可 20日  
 (16) 海岸法（昭和31年法律第101号）第7条第1項の規定に基づく海岸保全区域の占用の許可（港湾区域、港湾隣接地域及び漁港区域に限る。） 20日  
 (17) 同法第8条第1項の規定に基づく海岸保全区域内の行

為の許可（港湾区域、港湾隣接地域及び漁港区域に限る。） 20日

- (18) 同法第13条第1項の規定に基づく海岸管理者以外の者が施行する工事の承認（港湾区域、港湾隣接地域及び漁港区域に限る。） 30日  
 (19) 横須賀港港湾施設使用条例（昭和28年横須賀市条例第33号）第3条の規定に基づく港湾施設の使用許可 3日  
 (20) 同条例第3条の規定に基づく港湾施設の占用使用許可 20日  
 (21) 同条例第4条第3項の規定に基づく港湾施設の専用使用期間短縮の承認 3日  
 (22) 同条例第4条第4項の規定に基づく港湾施設の一般使用期間の特例許可 3日  
 (23) 同条例第6条の規定に基づく港湾施設の使用料の減免の承認 3日  
 (24) 同条例第6条の規定に基づく港湾施設の占用使用料の減免の承認 20日  
 (25) 同条例第11条の規定に基づく工作物その他の設備の許可 20日  
 (26) 同条例第13条の規定に基づく使用許可事項の変更等 10日  
 (27) 横須賀市漁港管理条例（昭和42年横須賀市条例第17号）第8条第1項の規定に基づく甲種漁港施設の占用許可 30日  
 (28) 同条例第8条第3項の規定に基づく甲種漁港施設の占用期間の更新許可 30日  
 (29) 同条例第10条第1項の規定に基づく甲種漁港施設（泊地）の使用許可（佐島漁港泊地の漁船以外の船舶に限る。） 30日  
 (30) 同条例第10条第1項の規定に基づく甲種漁港施設（泊地）の使用許可（佐島漁港泊地の漁船以外の船舶を除く。） 30日  
 (31) 同条例第10条第1項の規定に基づく甲種漁港施設の使用許可内容の変更許可 30日  
 (32) 同条例第12条第4項の規定に基づく船舶保管施設関連駐車場及び漁港区域内駐車場の使用料の減免 10日  
 (33) 同条例第13条第2項の規定に基づく漁港区域内の水域及び公共空地の占用料等の減免 30日  
 (34) 港湾緑地条例（平成4年横須賀市条例第28号）第10条第3項の規定に基づく港湾緑地駐車場の使用料の減免の承認 10日  
 (35) 港湾管理条例（平成12年横須賀市条例第47号）第5条の規定に基づく占用料又は土砂採取料の減免承認 20日  
 (36) 同条例第8条の規定に基づく許可事項の変更等 10日  
 (37) ポートパーク条例（平成18年横須賀市条例第69号）第10条第4項の規定に基づく係留施設及び駐車場の使用料の減免の承認 10日

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

#### 横須賀市規則第6号

事務分掌規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年3月31日

横須賀市長 上地 克明

事務分掌規則の一部を改正する規則

事務分掌規則（平成17年横須賀市規則第12号）の一部を次のように改正する。

目次中「第19条」を「第19条の2」に、「第4節 建設部に属する機関（第37条—第42条）」を「第4節 建設部に属する機関（第37条—第40条）」に改める。

第2条各号列記以外の部分中「デジタル・ガバメント推進室」の次に「、第8号の市民相談室」を加え、同條第8号中「市民生活課 地域コミュニティ支援課 地域安全課」を「市民生活課 市民相談室 地域コミュニティ支援課」に改め、同

条第11号中「環境政策課 ゼロカーボン推進課」を「環境政策課」に改め、同条第13号中「公共建築課 開発指導課」を「建築計画課 宅地審査防災課」に改め、同条第14号中「河川・傾斜地課 自然環境共生課」を「自然環境・河川課」に、「公園建設課 港湾企画課 港湾管理課 港湾整備課」を「公園建設課」に改め、同条に次の1号を加える。

(15) 港湾部 港湾企画課 港湾管理課 港湾整備課

第3条第1項中「デジタル・ガバメント推進室」の次に「及び市民相談室」を加える。

第6条秘書課の部第2号中「職員以外の」を削る。

第7条企画調整課の部中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 民官連携の推進に関する事。

第7条都市戦略課の部第3号を次のように改める。

(3) ゼロカーボンの推進に関する事。

第8条総務課の部中第21号を第22号とし、第9号から第20号までを1号ずつ繰り下げ、同部第8号中「及び職員の定数」を削り、同号を同部第9号とし、同部第7号の次に次の1号を加える。

(8) 共用品の購買及び配付に関する事。

第8条人事課の部第2号中「配置」を「定数、配置」に改め、同条会計課の部中第2号を削り、第3号を第2号とする。

第9条財務管理課の部第7号中「こと」の次に「(他部の主管に属するものを除く。)」を加え、同部第10号を次のように改める。

(10) 公有施設整備基金、新型コロナウイルス感染症緊急対策基金、まち・ひと・しごと創生基金及び「よかって ありがとう。」基金の管理に関する事。

第10条企画課の部第1号を次のように改める。

(1) 文化、スポーツ、観光等の振興に係る施策の企画及び調整に関する事。

第10条企画課の部中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) アーバンスポーツの推進に関する事。

第10条スポーツ振興課の部第8号中「スポーツ基金」の次に「及びスポーツで夢をかなえる基金」を加え、同条商業振興課の部第1号中「指導」を「支援」に改め、同部第3号を削る。

第12条生活支援課の部に次の1号を加える。

(7) 中国残留邦人等の支援に関する事。

第12条子育て支援課の部第4号中「教育・保育施設等入園」を「教育・保育施設等の入園」に改め、「こと」の次に「(他部の主管に属するものを除く。)」を加え、同部中第12号を削り、第11号を第12号とし、第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 教育・保育施設等の整備の調整に関する事(他部の主管に属するものを除く。)。

第12条子育て支援課の部中第29号を第30号とし、第13号から第28号までを1号ずつ繰り下げ、第12号の次に次の1号を加える。

(13) 教育・保育施設等の運営の助成に関する事(他部の主管に属するものを除く。)。

第13条市民生活課の部第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 防犯対策に関する事。

(2) 犯罪被害者等の支援に関する事。

第13条市民生活課の部第3号を削り、同部第4号中「旧軍人、引揚者等」を「旧軍人等」に改め、同号を同部第3号とし、同部第5号を同部第4号とし、同号の次に次の1号を加える。

(5) 赤十字事業の援助に関する事。

第13条市民生活課の部中第6号から第8号までを削り、第9号を第6号とし、第10号を第7号とし、同部の次に次のように加える。

市民相談室

(1) 市政への意見及び要望に関する事。

(2) 市民の相談に関する事。

(3) 行政センターの地域生活相談との連絡に関する事。

(4) 消費生活センターの管理に関する事。

第13条地域コミュニティ支援課の部中第7号及び第8号を削り、第6号を第9号とし、第5号を第8号とし、第4号を第5号とし、同号の次に次の2号を加える。

(6) スクールコミュニティ整備事業に関する事。

(7) NPO支援基金の管理に関する事。

第13条地域コミュニティ支援課の部中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 市民協働に係る施策の連絡調整及び推進に関する事。

第13条地域コミュニティ支援課の部に次の1号を加える。

(10) 市民活動サポートセンターに関する事。

第13条地域安全課の部を削る。

第15条こども給付課の部第4号を次のように改める。

(4) 出産・子育て応援事業に係る経済的支援に関する事。

第15条児童相談課の部中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 施設退所者等の自立支援に関する事。

第16条環境政策課の部中第5号を削り、第4号を第5号とし、第1号から第3号までを1号ずつ繰り下げ、同部に第1号として次の1号を加える。

(1) 環境基本計画に関する事。

第16条環境政策課の部中第12号を第13号とし、第8号から第11号までを1号ずつ繰り下げ、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 環境教育・環境学習に関する事。

第16条ゼロカーボン推進課の部を削り、同条廃棄物対策課の部中第11号を第12号とし、第3号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 集団資源回収に関する事。

第17条経済企画課の部中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、同号の次に次の1号を加える。

(6) 適正計量及び表示の指導及び普及に関する事。

第17条経済企画課の部中第12号を第13号とし、第7号から第11号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 計量器の検査に関する事。

第17条創業・新産業支援課の部中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) ふるさと納税の企画に関する事。

第18条まちなみ景観課の部第1号中「空家等対策計画」を「空き家等の対策」に改め、同条公共建築課の部各号列記以外の部分中「公共建築課」を「建築計画課」に改め、同部第3号中「建築企画」を「新築及び改修の計画」に改め、同条開発指導課の部各号列記以外の部分中「開発指導課」を「宅地審査防災課」に改め、同部に次の3号を加える。

(9) 私有斜面地に係る防災及び災害復旧の相談及び助成に関する事。

(10) 急傾斜地の崩壊防止の推進に関する事。

(11) 土砂災害警戒区域等に関する事。

第19条土木計画課の部中第4号を削り、第5号を第4号とし、同号の次に次の1号を加える。

(5) 交通安全の推進に関する事。

第19条道路整備課の部中第9号を第10号とし、第1号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、同部に第1号として次の1号を加える。

(1) 道路の調査及び計画に関する事。

第19条河川・傾斜地課の部を削り、同条自然環境共生課の部各号列記以外の部分中「自然環境共生課」を「自然環境・河川課」に改め、同部第6号を同部第11号とし、同部第5号の次に次の5号を加える。

(6) 河川の指定及び廃止に関する事。

(7) 河川等の維持管理及び占用使用等に関する事。

(8) 河川管理者以外の者の行う河川工事の同意、協議及び承認に関する事。

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(9) 河川等の整備及び維持補修工事の設計及び施行に関すること。</p> <p>(10) 河川等の災害復旧に関すること。</p> <p>第19条公園管理課の部中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。</p> <p>(2) 公園の活用推進に関すること。</p> <p>第19条港湾企画課の部、港湾管理課の部及び港湾整備課の部を削る。</p> <p>第2章第3節中第19条の次に次の1条を加える。</p> <p>(港湾部)</p> <p>第19条の2 港湾部における各課の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>港湾企画課</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 港湾の振興及び利活用推進に関すること。</li> <li>(2) 港湾統計に関すること。</li> <li>(3) 部内の事務事業の調整及び連絡に関すること。</li> <li>(4) 他課の主管に属しない事務に関すること。</li> </ul> <p>港湾管理課</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 港湾区域内の公有水面埋立ての免許に関すること。</li> <li>(2) 港湾区域内、港湾隣接地域内、臨港地区内及び漁港区域内の工事の許可に関すること。</li> <li>(3) 海岸保全区域内（港湾区域内及び漁港区域内に限る。）の工事の許可に関すること。</li> <li>(4) 港湾施設、漁港施設及び海岸保全施設（港湾区域内及び漁港区域内の施設に限る。）の使用及び管理に関すること。</li> <li>(5) 港湾隣接地域内の公共空地並びに漁港区域内の水域及び公共空地の占用に関すること。</li> <li>(6) 港湾緑地及びボートパークに関すること。</li> <li>(7) 船員法（昭和22年法律第100号）第104条第1項に基づく事務に関すること。</li> <li>(8) 浦賀レンガドックの管理に関すること。</li> <li>(9) 船舶保管施設等及び漁港区域内駐車場に関すること。</li> </ul> <p>港湾整備課</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 港湾計画及び港湾区域内の海岸保全計画に関すること。</li> <li>(2) 港湾区域等の指定に関すること。</li> <li>(3) 港湾施設、漁港施設及び海岸保全施設（港湾区域内及び漁港区域内の施設に限る。）の設計及び施行に関すること。</li> <li>(4) 港湾施設、漁港施設及び海岸保全施設（港湾区域内及び漁港区域内の施設に限る。）の災害復旧事業に関すること。</li> <li>(5) 港湾施設、漁港施設及び海岸保全施設（港湾区域内及び漁港区域内の施設に限る。）の工事等の積算業務に関すること。</li> <li>(6) 港湾施設、漁港施設及び海岸保全施設（港湾区域内及び漁港区域内の施設に限る。）の長寿命化計画書の作成に関すること。</li> <li>(7) 漁港整備計画及び漁港区域内の海岸保全計画に関すること。</li> <li>(8) 漁港区域等の指定及び漁港港勢調査等に関すること。</li> </ul> <p>第21条第6号を次のように改める。</p> <p>(6) 地域生活相談に関すること。</p> <p>第26条第1号中「第12条第2項」を「第12条第3項」に改める。</p> <p>第27条第1項中「民生局地域支援部市民生活課長」を「民生局地域支援部市民相談室長」に改め、同条第2項中「民生局地域支援部市民生活課」を「民生局地域支援部市民相談室」に改める。</p> <p>第28条第6号及び第7号を削る。</p> <p>第40条の次に次の節名を付する。</p> <p>第5節 港湾部に属する機関</p> <p>第41条第1項中「建設部港湾管理課」を「港湾部港湾管理課」に改め、同条第3項中「建設部港湾管理課長」を「港湾部長」に改め、同条第4項中「建設部港湾管理課」を「港湾部港</p> | <p>湾管理課」に改める。</p> <p>第42条第4号中「港湾区域」を「港湾区域内」に改め、同条に次の1号を加える。</p> <p>(6) ふ頭管理事務所の管理に関すること。</p> <p>第53条中「（田浦青少年自然の家の館長を除く。）」を削る。</p> <p>第54条第4号及び第6号中「（田浦青少年自然の家を除く。）」を削り、同条第7号を削る。</p> <p>第57条中「民生局地域支援部市民生活課の」を「民生局地域支援部地域コミュニティ支援課の」に、「民生局地域支援部市民生活課長」を「民生局地域支援部地域コミュニティ支援課長」に改める。</p> <p>第58条中「民生局地域支援部市民生活課」を「民生局地域支援部地域コミュニティ支援課」に改める。</p> <p>第73条第1項第19号中「建設部港湾企画課」を「港湾部港湾整備課」に改め、同条第2項中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号を第7号とし、同項第9号中「横須賀市情報公開審査会」を「横須賀市情報公開・個人情報保護審査会」に改め、同号を同項第8号とし、同項中第10号を第9号とし、第11号から第14号までを1号ずつ繰り上げ、第15号を削り、第16号を第14号とし、第17号から第21号までを2号ずつ繰り上げ、第19号の次に次の1号を加える。</p> <p>(20) 療育相談センター指定管理者審査委員会 民生局福祉こども部福祉施設課</p> <p>第73条第2項中第22号を第21号とし、第23号から第25号までを1号ずつ繰り上げ、第24号の次に次の1号を加える。</p> <p>(25) 田浦保育園指定管理者審査委員会 民生局福祉こども部子育て支援課</p> <p>第73条第2項第26号中「民生局地域支援部市民生活課」を「民生局地域支援部地域コミュニティ支援課」に改め、同項第28号中「池上コミュニティセンター指定管理者審査委員会」を「池上コミュニティセンター指定管理者選考委員会」に改め、同項中第35号を削り、第34号を第35号とし、同項第33号中「環境部ゼロカーボン推進課」を「環境部環境政策課」に改め、同号を同項第34号とし、同項中第32号を第33号とし、第29号から第31号までを1号ずつ繰り下げ、第28号の次に次の1号を加える。</p> <p>(29) 北下浦コミュニティセンター指定管理者選考委員会 北下浦行政センター</p> <p>第73条第2項中第40号を第41号とし、第36号から第39号までを1号ずつ繰り下げ、第35号の次に次の1号を加える。</p> <p>(36) 産業交流プラザ指定管理者選考委員会 経済部経済企画課</p> <p>第73条第2項に次の3号を加える。</p> <p>(42) 自転車等駐車場指定管理者選考委員会 建設部土木計画課</p> <p>(43) 公園水泳プール指定管理者選考委員会 建設部公園管理課</p> <p>(44) 漁港区域内駐車場指定管理者選考委員会 港湾部港湾管理課</p> <p>附 則</p> <p>1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。</p> <p>2 横須賀市市民協働推進条例施行規則（平成13年横須賀市規則第73号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第9条中「民生局地域支援部市民生活課」を「民生局地域支援部地域コミュニティ支援課」に改める。</p> <p>3 地方税法第314条の7第1項第4号の規定により控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準及び手続を定める条例施行規則（平成24年横須賀市規則第55号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第2条中「民生局地域支援部市民生活課」を「民生局地域支援部地域コミュニティ支援課」に改める。</p> <p>4 犯罪のない安全で安心なまちづくり条例施行規則（平成20年横須賀市規則第72号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第7条中「民生局地域支援部地域安全課」を「民生局地域支援部市民生活課」に改める。</p> |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

- 5 横須賀市情報セキュリティ規則（平成29年横須賀市規則第11号）の一部を次のように改正する。  
第7条第2項中「経営企画部長」を「経営企画部デジタル・ガバメント推進担当部長」に改める。
- 6 金銭登録機収納規則（昭和43年横須賀市規則第36号）の一部を次のように改正する。  
第2条第2号及び第3号中「開発指導課」を「宅地審査防災課」に改める。
- 7 公有財産規則（昭和46年横須賀市規則第26号）の一部を次のように改正する。  
第3条第1項中「又はみどり政策担当部長」を削る。  
第5条第1項ただし書中「、建設部長又はみどり政策担当部長」を「又は建設部長」に改める。  
第59条第1項及び第63条第1項中「、建設部長及びみどり政策担当部長」を「及び建設部長」に改める。
- 8 横須賀市環境マネジメントシステム規則（平成19年横須賀市規則第60号）の一部を次のように改正する。  
第4条第2項中「環境部」を「経営企画部」に改める。  
第5条第2項各号列記以外の部分中「環境部長」を「経営企画部長」に改める。  
第8条第1項中「環境部」を「経営企画部」に改める。  
第9条第2項各号列記以外の部分中「環境部ゼロカーボン推進課長」を「経営企画部都市戦略課長（環境マネジメントシステムに関する事務を所掌する担当課長が置かれた場合は、当該担当課長）」に改め、同条第3項中「環境部ゼロカーボン推進課」を「経営企画部都市戦略課」に改める。  
第11条中「環境部ゼロカーボン推進課」を「経営企画部都市戦略課」に改める。
- 9 都市計画法等施行取扱規則（平成13年横須賀市規則第60号）の一部を次のように改正する。  
第18条第1項中「都市部開発指導課」を「都市部宅地審査防災課」に改める。

**横須賀市規則第7号**

副市長事務分担規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年3月31日

横須賀市長 上地 克明

副市長事務分担規則の一部を改正する規則

副市長事務分担規則（令和3年横須賀市規則第98号）の一部を次のように改正する。

第2条田中副市長の部中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 港湾部に属する事務

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

**横須賀市規則第8号**

横須賀市個人情報保護運営審議会規則を次のように定める。

令和5年3月31日

横須賀市長 上地 克明

横須賀市個人情報保護運営審議会規則

(総則)

第1条 横須賀市個人情報保護運営審議会（以下「審議会」という。）の運営については、横須賀市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年横須賀市条例第46号）に定めがあるもののほか、この規則の定めるところによる。

(委員)

第2条 委員は、市民及び学識経験者並びに経営者団体及び労働者団体の代表者のうちから市長が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第3条 審議会に委員長を置き、委員が互選する。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した

委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議は、委員長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

(委員以外の者の出席)

第5条 審議会において必要があるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(その他の事項)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会の同意を得て委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(旧規則の廃止)

2 横須賀市個人情報保護運営審議会規則（平成5年横須賀市規則第30号）は、廃止する。

**横須賀市規則第9号**

横須賀市情報公開審査会規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年3月31日

横須賀市長 上地 克明

横須賀市情報公開審査会規則の一部を改正する規則

横須賀市情報公開審査会規則（平成13年横須賀市規則第78号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

横須賀市情報公開・個人情報保護審査会規則

第1条中「横須賀市情報公開審査会」を「横須賀市情報公開・個人情報保護審査会」に改める。

附 則

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

2 横須賀市個人情報保護審査会規則（平成5年横須賀市規則第47号）は、廃止する。

**横須賀市規則第10号**

公文書管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年3月31日

横須賀市長 上地 克明

公文書管理規則の一部を改正する規則

公文書管理規則（平成21年横須賀市規則第16号）の一部を次のように改正する。

第6条第4項第5号中「横須賀市個人情報保護条例（平成5年横須賀市条例第4号）第15条の7、第19条の4又は第21条の4」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条、第93条又は第101条」に改める。

別表第2第3種の部第12号及び同表第4種の部第4号中「聴聞手続き」を「聴聞手続」に、「弁明手続き」を「弁明手続」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

**横須賀市規則第11号**

公印規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年3月31日

横須賀市長 上地 克明

公印規則の一部を改正する規則

公印規則（昭和28年横須賀市規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表第1神奈川県横須賀市長之印拾九の項中

|                    |  |  |   |
|--------------------|--|--|---|
| 土木計<br>画課長         |  |  | 1 |
| 自然環<br>境部の<br>所掌事務 |  |  |   |

|            |                   |    |   |   |
|------------|-------------------|----|---|---|
| 境共生<br>課長  | の横書き<br>一般公文<br>書 | 木印 | 1 | を |
| 港湾企<br>画課長 |                   |    | 1 |   |

|                   |                                   |    |   |  |
|-------------------|-----------------------------------|----|---|--|
| 土木計<br>画課長        | 建設部の<br>所掌事務<br>の横書き<br>一般公文<br>書 | 木印 | 1 |  |
| 自然環<br>境・河<br>川課長 |                                   |    | 1 |  |

のように加える。

|                           |              |     |     |            |                                       |    |   |
|---------------------------|--------------|-----|-----|------------|---------------------------------------|----|---|
| 神奈川県<br>横須賀市<br>長之印拾<br>參 | 19<br>—<br>2 | てん書 | 方21 | 港湾企<br>画課長 | 港湾部<br>の所掌<br>事務の<br>横書き<br>一般公<br>文書 | 木印 | 1 |
|---------------------------|--------------|-----|-----|------------|---------------------------------------|----|---|

別表第1 開発指導証明専用神奈川県横須賀市長之印の項中「開発指導課長」を「宅地審査防災課長」に改め、同表道路証明専用神奈川県横須賀市長之印の項の次に次のように加える。

|                                    |              |            |     |                               |    |   |
|------------------------------------|--------------|------------|-----|-------------------------------|----|---|
| 学校食育<br>課専用神<br>奈川県横<br>須賀市長<br>之印 | 35<br>—<br>2 | かい書<br>てん書 | 方21 | 学校食<br>育課の<br>所掌事<br>務の文<br>書 | 木印 | 1 |
|------------------------------------|--------------|------------|-----|-------------------------------|----|---|

|        |                                                         |                                                         |                                                          |
|--------|---------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------|
| 別表第2 中 | 「 19<br>神奈川県<br>横須賀市<br>長之印拾<br>九」                      | 「 19<br>神奈川県<br>横須賀市<br>長之印拾<br>九」                      | 「 19-2<br>神奈川県<br>横須賀市<br>長之印拾<br>參」                     |
| に、     | 「 35<br>道路 証 明<br>神 奈 川 県<br>横 須 賀 市<br>市 長 之 印<br>專 用」 | 「 35<br>道路 証 明<br>神 奈 川 県<br>横 須 賀 市<br>市 長 之 印<br>專 用」 | 「 35-2<br>学校食育課<br>神 奈 川 県<br>横 須 賀 市<br>市 長 之 印<br>專 用」 |

める。

#### 附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

#### 横須賀市規則第12号

職員定年等条例施行規則を次のように定める。

令和5年3月31日

横須賀市長 上 地 克 明

#### 職員定年等条例施行規則

(職員への周知)

第1条 任命権者は、職員に係る定年及び定年退職日を適当な方法によって職員に周知させなければならない。

(勤務延長に係る報告)

第2条 任命権者は、毎年5月末日までに、次に掲げる事項を市長に報告しなければならない。

(1) 前年度に定年に達した職員に係る勤務延長（職員定年等条例（昭和58年横須賀市条例第4号。以下「条例」という。）第4条第1項の規定により職員を引き続き勤務させることをいう。以下同じ。）の事由及び期限の状況

(2) 前年度に勤務延長の期限が到来した職員に係る条例第4条第2項の規定による期限の延長の状況

(異動期間が延長された管理監督職に組織の変更等があった場合)

第3条 条例第8条第1項又は第2項の規定により異動期間

(条例第8条第1項に規定する異動期間をいう。以下同じ。)が延長された管理監督職を占める職員が、組織の変更等により当該管理監督職の業務と同一の業務を行ふことをその職務の主たる内容とする他の管理監督職を占める職員となる場合は、当該他の管理監督職を占める職員は、当該異動期間が延長された管理監督職を引き続き占めているものとみなす。

(特定管理監督職群を構成する管理監督職)

第4条 条例第8条第3項に規定する規則で定める管理監督職は、校長等の特定管理監督職群として区分する市立高等学校の校長、副校長及び教頭の職とする。

(条例第8条第3項又は第4項の規定による任用)

第5条 条例第8条第3項又は第4項の規定により特定管理監督職群に属する管理監督職を占める職員のうちいずれをその異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任するかは、任命権者が、人事評価の結果、人事の計画その他の事情を考慮した上で、最も適任と認められる職員を公正に判断して定めるものとする。

(延長した異動期間の期限の繰上げ)

第6条 任命権者は、条例第8条第1項又は第2項の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に同条第4項の規定を適用しようとするときは、当該異動期間の期限を繰り上げることができる。

(異動期間の延長に係る報告)

第7条 任命権者は、毎年5月末日までに、前年の4月2日からその年の4月1日までの間に条例第8条第1項から第4項までの規定により異動期間が延長された管理監督職を占める職員に係る当該異動期間の延長の状況を市長に報告しなければならない。

(定年前再任用希望者に明示する事項等)

第8条 任命権者は、定年前再任用（条例第11条の規定により採用することをいう。以下同じ。）を行うに当たっては、あらかじめ、定年前再任用をされることを希望する者（以下この条及び次条において「定年前再任用希望者」という。）に次に掲げる事項を明示し、その同意を得なければならない。当該定年前再任用希望者の定年前再任用までの間に、明示した事項の内容を変更する場合も、同様とする。

(1) 定年前再任用を行う職に係る職務内容

(2) 定年前再任用を行う日

(3) 定年前再任用に係る勤務地

(4) 定年前再任用をされた場合の給与

(5) 定年前再任用をされた場合の1週間当たりの勤務時間

(6) 前各号に掲げるもののほか、任命権者が必要と認める事項

(定年前再任用の選考に用いる情報)

第9条 条例第11条本文に規定する規則で定める情報は、定年前再任用希望者についての次に掲げる情報とする。

(1) 人事評価その他勤務の状況を示す事実に基づく従前の勤務実績

(2) 定年前再任用を行う職の職務遂行に必要とされる経験又は資格の有無その他定年前再任用を行う職の職務遂行上必要な事項

(定年前再任用に係る報告)

第10条 任命権者は、毎年5月末日までに、前年の4月2日からその年の4月1日までの間ににおける定年前再任用の状況を市長に報告しなければならない。

(情報の提供)

第11条 条例附則第6項の規定により職員に提供する情報は、次に掲げる情報（第1号、第3号及び第4号に掲げる情報にあっては、当該職員が年齢60年に達した日以後に適用される措置に関する情報に限る。）とする。

(1) 条例第5条から第10条までの規定による管理監督職勤務上限年齢による降任等に関する情報

(2) 条例第11条の規定により採用する職員（次条第2項第3

号において「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の任用に関する情報

(3) 職員給与条例(昭和26年横須賀市条例第5号)附則第39項から第46項までの規定による年齢60年に達した日後における最初の4月1日以後の当該職員の給料月額を引き下げる給与に関する特例措置に関する情報

(4) 職員退職手当条例(昭和30年横須賀市条例第3号)附則第10項から第12項までの規定による当該職員が年齢60年に達した日から条例第2条に規定する定年に達する日の前日までの間に非違によることなく退職をした場合における退職手当の基本額を当該職員が当該退職をした日に条例第3条の規定により退職したものと仮定した場合における額と同額とする退職手当に関する特例措置に関する情報

(5) 前各号に掲げるもののほか、条例附則第6項の規定により勤務の意思を確認するため必要であると任命権者が認められる情報

(勤務の意思の確認)

第12条 任命権者は、条例附則第6項の規定により職員の勤務の意思を確認する場合は、そのための期間を十分に確保するよう努めなければならない。

2 勤務の意思の確認においては、次に掲げる事項を確認するものとする。

- (1) 引き続き常時勤務をする職を占める職員として勤務する意思
- (2) 年齢60年に達する日以後の退職の意思
- (3) 定年前再任用短時間勤務職員として勤務する意向
- (4) その他任命権が必要と認める事項

(その他の事項)

第13条 この規則の施行に関し必要な事項は、任命権者が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(勤務延長に関する経過措置)

2 第2条第2号の規定は、職員定年等条例等の一部を改正する条例(令和4年横須賀市条例第50号。以下「令和4年改正条例」という。)附則第2項の規定により引き続き勤務させる場合における当該勤務の期限の延長について準用する。

3 令和4年改正条例附則第3項に規定する規則で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日(同項に規定する基準日をいう。以下この項及び次項において同じ。)の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年(令和4年改正条例第1条の規定による改正後の条例(以下「新条例」という。)第2条に規定する定年をいう。以下この項及び次項において同じ。)が基準日の前日における新条例定年(同日が令和5年3月31日である場合には、令和4年改正条例第1条の規定による改正前の条例(以下「旧条例」という。)第2条に規定する定年に準じた年齢)を超える職とする。

- (1) 基準日以後に新たに設置された職
- (2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職

4 令和4年改正条例附則第3項に規定する規則で定める職員は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年(同日が令和5年3月31日である場合には、旧条例第2条に規定する定年に準じた年齢)に達している職員とする。

(暫定再任用をされることを希望する者に明示する事項)

5 任命権者は、暫定再任用(令和4年改正条例附則第5項、第6項、第10項又は第11項の規定により採用することをいう。以下同じ。)を行うに当たっては、あらかじめ、暫定再任用をされることを希望する者に、次に掲げる事項を明示するものとする。

- (1) 暂定再任用を行う職に係る職務内容
- (2) 暂定再任用を行う日及び任期の末日
- (3) 暂定再任用に係る勤務地
- (4) 暂定再任用をされた場合の給与

(5) 暂定再任用をされた場合の1週間当たりの勤務時間

(6) 前各号に掲げるもののほか、任命権者が必要と認める事項

(暫定再任用の選考に用いる情報)

6 令和4年改正条例附則第5項、第6項、第10項及び第11項に規定する規則で定める情報は、暫定再任用をされることを希望する者についての次に掲げる情報とする。

- (1) 人事評価その他勤務の状況を示す事実に基づく従前の勤務実績
- (2) 暂定再任用を行う職の職務遂行に必要とされる経験又は資格の有無その他暫定再任用を行う職の職務遂行上必要な事項

(暫定再任用に係る報告)

7 任命権者は、毎年5月末日までに、次に掲げる事項を市長に報告しなければならない。

- (1) 前年の4月2日からその年の4月1日までの間ににおける暫定再任用の状況
- (2) 前年の4月2日からその年の4月1日までの間ににおける暫定再任用職員(令和4年改正条例附則第8項に規定する暫定再任用職員をいう。)の任期の更新の状況

(令和4年改正条例附則第20項の規則で定める短時間勤務の職並びに規則で定める者及び定年前再任用短時間勤務職員)

8 令和4年改正条例附則第20項に規定する規則で定める短時間勤務の職は、次に掲げる短時間勤務の職のうち、当該職が基準日(同項に規定する基準日をいう。以下この項から第10項までにおいて同じ。)の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における定年相当年齢(条例第11条に規定する短時間勤務の職(以下この項において「短時間勤務の職」という。)を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例第2条に規定する定年をいう。以下この項から第10項までにおいて同じ。)が基準日の前日における定年相当年齢を超える短時間勤務の職とする。

- (1) 基準日以後に新たに設置された短時間勤務の職
- (2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

9 令和4年改正条例附則第20項に規定する規則で定める者は、前項に規定する短時間勤務の職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る定年相当年齢に達している者とする。

10 令和4年改正条例附則第20項に規定する規則で定める定年前再任用短時間勤務職員は、第8項に規定する短時間勤務の職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員とする。

(施行の日前の行為)

11 この規則の施行の日の前日までに行われた次に掲げる手続その他の行為に相当する行為は、この規則の規定によりなされたものとみなす。

- (1) 第1条の規定による周知
- (2) 第8条の規定による同条各号に掲げる事項の明示及び同条に規定する定年前再任用希望者の同意を得る手続
- (3) 附則第5項の規定による同条各号に掲げる事項の明示

~~~~~

横須賀市規則第13号

職員定年等条例等の一部を改正する条例附則第24項に規定する通知に関する規則を次のように定める。

令和5年3月31日

横須賀市長 上地 克明
職員定年等条例等の一部を改正する条例附則第24項に規定する通知に関する規則
(給料月額が異動することとなった旨の通知)

第1条 職員定年等条例等の一部を改正する条例(令和4年横須賀市条例第50号)附則第24項後段に規定する通知は、職員任免手続規程(昭和28年訓令甲第1号)第3条第1項に規定する人事異動通知書(以下単に「人事異動通知書」とい

う。)を交付することにより行うものとする。ただし、人事異動通知書を交付することによらないことが適当であると認める場合は、人事異動通知書に代わる文書の交付その他適当な方法をもって人事異動通知書を交付することに代えることができる。

(庶務事務システムによる処理)

第2条 前条の規定により行うこととされる人事異動通知書等の交付等については、庶務事務システム（職員の服務の管理、給与の支給等に関する事務を行うための電子情報処理組織で、総務部人事課が所管するものをいう。以下同じ。）を使用することが困難である場合として市長が別に定める場合を除き、庶務事務システムを使用する方法により行うものとする。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

横須賀市規則第14号

職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年3月31日

横須賀市長 上地 克明

職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則（平成7年横須賀市規則第7号）の一部を次のように改正する。

第4条の8第1項及び第4条の11第1項前段中「第1号様式」を「早出遅出勤務・深夜（時間外）勤務制限請求書」に改める。

第6条第2項ただし書中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第9条第1項第19号を次のように改める。

(19) 次のいずれかに該当するとき 別に定める期間内における連続する6日（その期間中に週休日又は休日がある場合にあっては、これらの日数を加えた日数）の範囲内で別に定める期間

ア 毎年4月1日に勤続10年、15年、20年、25年、30年、35年又は40年に達したとき。

イ 配偶者同行休業（地方公務員法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をいう。）、育児休業（地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項に規定する育児休業をいう。）その他の休業又は休暇により、その年度の全ての日において勤務しないこととなる場合に該当しないとき。

第9条第2項本文中「又は1時間」を「、1時間又は15分」に改め、同項ただし書を削る。

第13条本文中「第14条第2項」を「第14条第3項」に改める。

第14条第1項中「申し出」を「申出」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他やむを得ない事由によりあらかじめ申出を行うことができなかった場合には、その事由を付して事後において承認を求めることができる。

第15条の2第2項中「第15条の2第1項」を「第15条の3第1項」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

横須賀市規則第15号

横須賀市職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年3月31日

横須賀市長 上地 克明

横須賀市職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

横須賀市職員の退職管理に関する規則（平成28年横須賀市規則第24号）の一部を次のように改正する。

第19条第2号中「法第28条の4第1項又は第28条の5第1項」を「職員定年等条例（昭和58年横須賀市条例第4号）第11条」に改める。

附 則

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

2 職員定年等条例等の一部を改正する条例（令和4年横須賀市条例第50号）附則第8項に規定する暫定再任用職員については、職員定年等条例（昭和58年横須賀市条例第4号）第11条の規定により職員として採用された場合に該当する者とみなして、改正後の第19条第2号の規定を適用する。

横須賀市規則第16号

安全衛生委員会規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年3月31日

横須賀市長 上地 克明

安全衛生委員会規則の一部を改正する規則

安全衛生委員会規則（昭和54年横須賀市規則第31号）の一部を次のように改正する。

別表消防職員安全衛生委員会の項中「6」を「8」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

横須賀市規則第17号

職員給与条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年3月31日

横須賀市長 上地 克明

職員給与条例施行規則の一部を改正する規則

職員給与条例施行規則（昭和26年横須賀市規則第23号）の一部を次のように改正する。

第4条の2第1項第2号本文中「地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」）を「職員定年等条例（昭和58年横須賀市条例第4号）第11条の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」に、「当該短時間勤務職員が」を「当該定年前再任用短時間勤務職員が条例」に改める。

第7条の2第3項中「短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第10条第4項の表一般職給料表の適用を受ける者の項中「並びに4級及び3級の職務にある再任用職員のうち、勤続年数が2年を経過したもの」及び「（再任用職員のうち勤続年数が2年を経過したものを除く。）」を削り、同表労務職給料表の適用を受ける者の項を次のように改める。

労務職給料表の適用を受ける者	5級から3級までの職務にある者及び2級の職務にある者のうち61号給以上のもの	100分の5
----------------	--	--------

第12条を第13条とし、第11条の次に次の1条を加える。

(任期付短時間勤務職員についての例外)

第12条 条例第18条の10第1項に規定する職員については、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第4条の2及び第7条の2第3項の規定を適用する。この場合において、同項中「第2条第2項」とあるのは、「第2条第3項」とする。

附 則

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

2 令和12年3月31日までの間の職員給与条例等の一部を改正する条例（令和4年横須賀市条例第53号）附則第5項に規定する暫定再任用職員及び同条例附則第6項に規定する暫定再任用短時間勤務職員（次項において単に「暫定再任用短時間勤務職員」という。）の期末手当及び勤勉手当については、改正前の第10条第4項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項の表中「再任用職員のうち、勤続年数」とあるのは「職員給与条例等の一部を改正する条例（令和4年横須賀市条例第53号）附則第5項に規定する暫定再任用職員のうち、勤続年数」とする。

用職員及び同条例附則第6項に規定する暫定再任用短時間勤務職員（以下この表において「再任用職員」という。）のうち、勤続年数（当該再任用職員が採用された日の前日において地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）による改正前の地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員であった場合には、その勤続年数を含む。以下この表において同じ。）」とする。

3 暫定再任用短時間勤務職員については、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の第4条の2及び第7条の2第3項の規定を適用する。

横須賀市規則第18号

職員給与条例附則第41項、第43項又は第44項の規定による給料に関する規則を次のように定める。

令和5年3月31日

横須賀市長 上地克明

職員給与条例附則第41項、第43項又は第44項の規定による給料に関する規則

（趣旨）

第1条 この規則は、職員給与条例（昭和26年横須賀市条例第5号。以下「条例」という。）附則第41項、第43項又は第44項の規定による給料に関し必要な事項を定めるものとする。（定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 管理監督職 職員定年等条例（昭和58年横須賀市条例第4号）第4条第1項に規定する管理監督職をいう。
- (2) 異動期間 職員定年等条例第8条第1項に規定する異動期間（同項から同条第4項までの規定により延長された期間を含む。）をいう。
- (3) 特例任用後降任等職員 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、条例附則第41項に規定する異動日（以下単に「異動日」という。）の前日において第1項特例任用職員（職員定年等条例第8条第1項又は第2項の規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員をいう。以下同じ。）又は第3項特例任用職員（同条第3項又は第4項の規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員をいう。以下同じ。）であったものをいう。
- (4) 特定日 条例附則第39項に規定する特定日をいう。
- (5) 降格 初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則（昭和33年横須賀市規則第52号）第2条第3号に規定する降格（同一の給料表（条例第4条の給料表をいう。以下同じ。）の下位の職務の級に変更するものに限る。）のうち、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等に伴うものを除いたものをいう。
- (6) 降号 横須賀市職員の降給に関する条例（平成28年横須賀市条例第7号）第2条に規定する降号をいう。
- (7) 上限額 条例第5条の規定により職員が属する職務の級における最高の号給の給料月額をいう。
- (8) その者の号給等 当該職員に適用される給料表並びにその職務の級及び号給をいう。

（条例附則第41項の規則で定める職員）

第3条 条例附則第41項の規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員（特例任用後降任等職員を除く。）のうち、異動日から特定日までの間に降格又は降号をしたもの
- (2) 異動日の前日から特定日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定（給料月額の改定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けた給料月額が増額され、又は減額されることをいう。以下同じ。）をされた職員

（他の職への降任等をされた職員に対する条例附則第43項の規

定による給料の支給）

第4条 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員（特例任用後降任等職員を除く。）であって、異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、次の各号に掲げる職員となり、特定日に条例附則第39項の規定により当該職員が受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この条において「第4条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、特定日以後の当該各号に掲げる職員となった日以後、第4条基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を、条例附則第43項の規定による給料として支給する。

(1) 異動日から特定日までの間に降格又は降号をした職員
異動日の前日に当該職員が受けた給料月額から、当該降格又は降号をした日に当該降格又は降号がないものとした場合の同日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額と当該降格又は降号後のその者の号給等に対応する給料月額との差額（降格又は降号を2回以上した場合にあっては、それぞれの当該差額を合算した額）に相当する額を減じた額に100分の70を乗じて得た額

(2) 異動日の前日から特定日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額に100分の70を乗じて得た額

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項各号列記以外の部分中「第4条基礎給料月額と特定日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

3 第1項第1号に該当する職員であって、同項第2号に掲げる職員に該当する職員に対する前2項の規定の適用については、当該職員は第1項第1号に該当する職員であるものとし、当該職員について適用される第4条基礎給料月額は、同号に規定する給料月額について特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

（特例任用後降任等職員に対する条例附則第43項の規定による給料の支給）

第5条 特例任用後降任等職員であって、仮定異動期間末日（職員定年等条例第8条第1項から第4項までの規定による異動期間の延長がないものとした場合における異動期間の末日をいう。以下同じ。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、異動日に条例附則第39項の規定により当該職員が受ける給料月額（以下この項において「異動日給料月額」という。）が異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この項において「第5条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（次条第1項第1号及び第2号並びに第3項に該当する職員を除く。）には、異動日以後、第5条基礎給料月額と異動日給料月額との差額に相当する額を、条例附則第43項の規定による給料として支給する。

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第5条基礎給料月額と異動日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

第6条 特例任用後降任等職員であって、仮定異動期間末日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、次の各号に掲げる職員となり、異動日に条例附則第39項の規定により当該職員が受ける給料月額（以下この項において「異動日

給料月額」という。)が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この条において「第6条基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員には、異動日以後の当該各号に掲げる職員となった日以後、第6条基礎給料月額と異動日給料月額との差額に相当する額を、条例附則第43項の規定による給料として支給する。

(1) 仮定異動期間末日から異動日までの間に降格(職員の希望降任に関する規則(平成16年横須賀市規則第68号)の規定による降任に伴う降格を除く。以下この号及び次条第4項第2号において同じ。)又は降号をした職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額(仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額)から、当該降格又は降号をした日に当該降格又は降号がないものとした場合の同日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額と当該降格又は降号後のその者の号給等に対応する給料月額との差額(降格又は降号を2回以上した場合にあっては、それぞれの当該差額を合算した額)に相当する額を減じた額に100分の70を乗じて得た額

(2) 仮定異動期間末日の前日から異動日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する異動日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額(仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する異動日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額)に100分の70を乗じて得た額

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受けける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項各号列記以外の部分中「第6条基礎給料月額と異動日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受けける給料月額との差額」とする。

3 第1項第1号に該当する職員であって、同項第2号に掲げる職員に該当する職員に対する前2項の規定の適用については、当該職員は第1項第1号に該当する職員であるものとし、当該職員について適用される第6条基礎給料月額は、同号に規定する給料月額について異動日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

(特例任用期間降格等職員に対する条例附則第44項の規定による給料の支給)

第7条 特例任用期間降格等職員(第3項特例任用職員のうち、仮定異動期間末日から法第28条の2第1項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間ににおいて、降格(職員の希望降任に関する規則の規定による降任に伴う降格に限る。)をされた職員をいう。以下この条において同じ。)であって、仮定異動期間末日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(第4項各号に掲げる職員を除く。)のうち、特例任用期間降格等職員となった日(当該日が2以上あるときは、当該日のうち最も遅い日。以下この条において同じ。)に条例附則第39項の規定により当該職員が受けける給料月額(以下この項において「降格等相当日給料月額」という。)が、特例任用期間降格等職員となった日の前日のその者の号給等に対応する給料月額(仮定異動期間末日の前日から特例任用期間降格等職員となった日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額。第3項において「第1項給料月額」という。)に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この条において「第7条基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員には、特例任用期間降格等職員となった日から法第28条の2第1項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる

日の前日までの間、第7条基礎給料月額と降格等相当日給料月額との差額に相当する額を、条例附則第44項の規定による給料として支給する。

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受けける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第7条基礎給料月額と降格等相当日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受けける給料月額との差額」とする。

3 仮定異動期間末日の前日から特例任用期間降格等職員となった日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員に対する前2項の規定の適用については、当該職員について適用される第7条基礎給料月額は、第1項給料月額について特例任用期間降格等職員となった日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

4 特例任用期間降格等職員であって、仮定異動期間末日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、条例附則第39項の規定の適用を受ける職員であって、次に掲げる職員には、市長の定める日から法第28条の2第1項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間、市長の定める額を、条例附則第44項の規定による給料として支給する。

(1) 特例任用期間降格等職員となった日の翌日から法第28条の2第1項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間に初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則第2条第2号に規定する昇格(同一の給料表の上位の職務の級に変更するものに限る。)をした職員

(2) 仮定異動期間末日から特例任用期間降格等職員となった日までの間に降格又は降号をした職員
(その他の事項)

第8条 この規則に定めるもののほか、条例附則第41項、第43項又は第44項の規定による給料に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

横須賀市規則第19号

平成28年改正条例附則第2項から第4項までの規定による給料に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年3月31日

横須賀市長 上地 克明

平成28年改正条例附則第2項から第4項までの規定による給料に関する規則の一部を改正する規則

平成28年改正条例附則第2項から第4項までの規定による給料に関する規則(平成28年横須賀市規則第27号)の一部を次のように改正する。

第2条第8号中「再任用職員異動」を「定年前再任用短時間勤務職員異動」に改める。

第3条第7号中「再任用職員異動した」を「定年前再任用短時間勤務職員異動をした」に改める。

第4条第1項第4号列記以外の部分中「再任用職員異動」を「定年前再任用短時間勤務職員異動」に改め、同号ア中「当該再任用職員異動」を「当該定年前再任用短時間勤務職員異動」に改め、同号イ中「当該再任用職員異動後において」を「当該定年前再任用短時間勤務職員異動後における」に、「短時間勤務の職を占める職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「の当該再任用職員異動」を「の当該定年前再任用短時間勤務職員異動」に改める。

附 則

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

2 職員給与条例等の一部を改正する条例(令和4年横須賀市条例第53号)附則第6項に規定する暫定再任用短時間勤務職員については、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の平成28年改正条例附則第2項から第4項までの規定による給料に関する規則の規定を適用する。

横須賀市規則第20号

初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年3月31日

横須賀市長 上地 克明

初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則（昭和33年横須賀市規則第52号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

（職員の呼称）

第3条 条例別表第1の給料表の適用を受ける職員のうち、次の各号に掲げる職員の呼称は、当該各号に定めるところによる。

(1) 条例別表第4第1項の表3級の項の職務の級に属する職員（職員定年等条例（昭和58年横須賀市条例第4号）第11条の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）を除く。）主任

(2) 条例別表第4第1項の表4級の項の職務の級に属する職員のうち年齢60年に達した日以後における最初の3月31日を経過した職員（以下この条において「年齢60年以上職員」という。）であって主に実務を担当するもの 副主査

(3) 条例別表第4第1項の表5級の項の職務の級に属する職員 課長補佐

(4) 条例別表第4第1項の表7級の項の職務の級に属する職員 次長

2 条例別表第2の給料表の適用を受ける職員のうち、次の各号に掲げる職員の呼称は、当該各号に定めるところによる。

(1) 条例別表第4第2項の表3級の項の職務の級に属する職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）業務主任

(2) 条例別表第4第2項の表4級の項の職務の級に属する職員のうち年齢60年以上職員であって主に実務を担当するもの 副班長

(3) 条例別表第4第2項の表5級の項の職務の級に属する職員のうち年齢60年以上職員であって主に実務を担当するものの 副業務主査

第6条第1項中「1級」を削る。

第9条第2項中「前2条の規定により」を削る。

第16条第6項中「第7条第2項」の次に「（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第4項」を加え、同条第9項中「第5項及び第6項」を「第6項及び第7項」に改める。

第17条の次に次の1条を加える。

（昇給の抑制の特例）

第17条の2 条例第7条第4項前段に規定する規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 条例別表第3の給料表の適用を受ける職員

(2) 職員定年等条例第4条第1項又は第2項の規定により引き続き勤務する職員

(3) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年横須賀市条例第3号）第2条第2項、第3条又は第4条の規定により任期を定めて採用された職員

附則に次の2項を加える。

4 職員定年等条例等の一部を改正する条例（令和4年横須賀市条例第50号。以下「令和4年改正条例」という。）附則第8項に規定する暫定再任用職員については、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第3条の規定を適用する。

5 令和4年改正条例第1条による改正前の職員定年等条例第4条第1項又は第2項の規定により引き続き勤務する職員及び令和4年改正条例附則第2項本文の規定により、同項に規定する旧定年等条例勤務延長期限又は同項の規定により延長された期限を延長された職員については、職員定年等条例第4条第1項又は第2項の規定により引き続き勤務する職員とみなして、第17条の2の規定を適用する。

別表第1第1項の表を次のように改める。

1 一般職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けている号給	昇格後の号級						
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1	1	1	1	5	1	1	1
2	1	1	1	6	2	2	1
3	1	1	1	7	3	3	1
4	1	1	1	8	4	4	1
5	1	1	1	9	5	5	1
6	1	1	1	10	6	6	1
7	1	1	1	11	7	7	1
8	1	1	1	12	8	8	1
9	1	1	1	13	9	9	1
10	1	1	1	14	10	10	1
11	1	1	1	15	11	11	1
12	1	1	1	16	12	12	1
13	1	1	1	17	13	13	1
14	1	1	1	18	14	14	1
15	1	1	1	19	15	15	1
16	1	1	1	20	16	16	1
17	1	1	1	21	17	17	1
18	1	1	1	22	18	18	1
19	1	1	1	23	19	19	1
20	1	1	1	24	20	20	1

21	1	1	1	25	21	21	1
22	1	1	2	26	22	22	1
23	1	1	3	27	23	23	1
24	1	1	4	28	24	24	1
25	1	1	5	29	25	25	1
26	2	1	6	30	26	26	1
27	3	1	7	31	27	27	1
28	4	1	8	32	28	28	1
29	5	1	9	33	29	29	1
30	6	1	10	34	30	30	1
31	7	1	11	35	31	31	1
32	8	1	12	36	32	32	1
33	9	1	13	37	33	33	1
34	10	1	14	38	33	34	1
35	11	1	15	39	34	35	1
36	12	1	16	40	34	36	1
37	13	1	17	41	35	37	1
38	14	1	18	41	35	38	1
39	15	1	19	42	36	39	1
40	16	1	20	42	36	40	1
41	17	1	21	43	37	41	1
42	18	1	22	43	37	42	2
43	19	1	23	44	38	43	3
44	20	1	24	44	38	44	4
45	21	1	25	45	39	45	5
46	22	1	26	45	39	46	6
47	23	1	27	46	40	47	7
48	24	1	28	46	40	48	8
49	25	1	29	47	41	49	9
50	26	2	30	47	41	49	10
51	27	3	31	48	41	50	11
52	28	4	32	48	42	50	12
53	29	5	33	49	42	51	13
54	30	6	34	49	42	51	13
55	31	7	35	50	43	52	13
56	32	8	36	50	43	52	13
57	33	9	37	51	43	53	14
58	34	10	38	51	44	53	14
59	35	11	39	52	44	54	14
60	36	12	40	52	44	54	14
61	37	13	41	53	44	55	15
62	38	14	42	54	45	55	15
63	39	15	43	55	45	56	15
64	40	16	44	56	45	56	15
65	41	17	45	57	45	57	16

66	42	18	46	58	46	57	16
67	43	19	47	59	46	58	16
68	44	20	48	60	46	58	16
69	45	21	49	61	46	59	17
70	46	22	50	62	47	59	17
71	47	23	51	63	47	60	17
72	48	24	52	64	47	60	17
73	49	25	53	65	47	61	18
74	50	26	54	66	48	62	18
75	51	27	55	67	48	63	18
76	52	28	56	68	48	64	18
77	53	29	57	69	49	65	19
78	54	30	58	70	49	66	19
79	55	31	59	71	49	67	19
80	56	32	60	72	50	68	19
81	57	33	61	73	50	69	20
82	58	34	62	74	50	70	20
83	59	35	63	75	51	71	20
84	60	36	64	76	51	72	20
85	61	37	65	77	51	73	21
86		38	66	78	52	74	
87		39	67	79	52	75	
88		40	68	80	52	76	
89		41	69	81	53	77	
90		42	70		53		
91		43	71		53		
92		44	72		54		
93		45	73		54		
94		45	74		54		
95		45	75		55		
96		46	76		55		
97		46	77		55		
98		46	78				
99		47	79				
100		47	80				
101		47	81				
102		48	82				
103		48	83				
104		48	84				
105		49	85				
106		49					
107		49					
108		50					
109		50					

別表第2 第1項の表を次のように改める。

1 一般職給料表降格時号給対応表

降格した日の前日に 受けている号給	降格後の号級						
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1	25	49	21	1	1	1	41
2	26	50	22	1	2	2	42
3	27	51	23	1	3	3	43
4	28	52	24	1	4	4	44
5	29	53	25	1	5	5	45
6	30	54	26	2	6	6	46
7	31	55	27	3	7	7	47
8	32	56	28	4	8	8	48
9	33	57	29	5	9	9	49
10	34	58	30	6	10	10	50
11	35	59	31	7	11	11	51
12	36	60	32	8	12	12	52
13	37	61	33	9	13	13	56
14	38	62	34	10	14	14	60
15	39	63	35	11	15	15	64
16	40	64	36	12	16	16	68
17	41	65	37	13	17	17	72
18	42	66	38	14	18	18	76
19	43	67	39	15	19	19	80
20	44	68	40	16	20	20	84
21	45	69	41	17	21	21	85
22	46	70	42	18	22	22	85
23	47	71	43	19	23	23	85
24	48	72	44	20	24	24	85
25	49	73	45	21	25	25	85
26	50	74	46	22	26	26	85
27	51	75	47	23	27	27	85
28	52	76	48	24	28	28	85
29	53	77	49	25	29	29	85
30	54	78	50	26	30	30	85
31	55	79	51	27	31	31	85
32	56	80	52	28	32	32	85
33	57	81	53	29	34	33	85
34	58	82	54	30	36	34	85
35	59	83	55	31	38	35	85
36	60	84	56	32	40	36	85
37	61	85	57	33	42	37	85
38	62	86	58	34	44	38	85
39	63	87	59	35	46	39	85
40	64	88	60	36	48	40	85
41	65	89	61	38	51	41	85
42	66	90	62	40	54	42	
43	67	91	63	42	57	43	

44	68	92	64	44	61	44	
45	69	95	65	46	65	45	
46	70	98	66	48	69	46	
47	71	101	67	50	73	47	
48	72	104	68	52	76	48	
49	73	107	69	54	79	50	
50	74	109	70	56	82	52	
51	75	109	71	58	85	54	
52	76	109	72	60	88	56	
53	77	109	73	61	91	58	
54	78	109	74	62	94	60	
55	79	109	75	63	97	62	
56	80	109	76	64	97	64	
57	81	109	77	65	97	66	
58	82	109	78	66	97	68	
59	83	109	79	67	97	70	
60	84	109	80	68	97	72	
61	85	109	81	69	97	73	
62	85	109	82	70	97	74	
63	85	109	83	71	97	75	
64	85	109	84	72	97	76	
65	85	109	85	73	97	77	
66	85	109	86	74	97	78	
67	85	109	87	75	97	79	
68	85	109	88	76	97	80	
69	85	109	89	77	97	81	
70	85	109	90	78	97	82	
71	85	109	91	79	97	83	
72	85	109	92	80	97	84	
73	85	109	93	81	97	85	
74	85	109	94	82	97	86	
75	85	109	95	83	97	87	
76	85	109	96	84	97	88	
77	85	109	97	85	97	89	
78	85	109	98	86	97	89	
79	85	109	99	87	97	89	
80	85	109	100	88	97	89	
81	85	109	101	89	97	89	
82	85	109	102	89	97	89	
83	85	109	103	89	97	89	
84	85	109	104	89	97	89	
85	85	109	105	89	97	89	
86	85	109	105	89	97		
87	85	109	105	89	97		
88	85	109	105	89	97		

89	85	109	105	89	97		
90	85	109		89			
91	85	109		89			
92	85	109		89			
93	85	109		89			
94	85	109		89			
95	85	109		89			
96	85	109		89			
97	85	109		89			
98	85	109					
99	85	109					
100	85	109					
101	85	109					
102	85	109					
103	85	109					
104	85	109					
105	85	109					
106	85						
107	85						
108	85						
109	85						

別表第3 条例第7条第3項の規定の適用を受ける職員以外の職員の項中「第7条第3項」を「第7条第3項及び第4項」に改め、同表条例第7条第3項の規定の適用を受ける職員の項中「3」を「3又は4」に改め、同表に次のように加える。

条例第7条第4項の規定の適用を受ける職員	2以上	1又は2	0	0	0
----------------------	-----	------	---	---	---

附 則
この規則は、令和5年4月1日から施行する。

横須賀市規則第21号

初任給、昇格及び昇給等の細目に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年3月31日

横須賀市長 上地 克明

初任給、昇格及び昇給等の細目に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格及び昇給等の細目に関する規則（昭和33年横須賀市規則第53号）の一部を次のように改正する。

別表第1中 「7」 「7」 「7」 「9」 「7」 「11」 「7」 「14」 を 「7」 「7」 「9」 「9」 「11」 「11」 「7」 「14」 に改める。

別表第2 備考に関する部分第1項中「消防組織法」の次に「（昭和22年法律第226号）」を加える。

5	5
7	7
7	7
7	7
7	7
9	9
7	7
7	7
7	7
8	8
7	7
7	7
8	8
7	7
7	7
8	8
7	7
7	7
7	7

別表第3中

7	を	8
7		7
7		8
7		7
7		8
7		7
7		8
7		7
7		8
7		9
7		10
7		8
7		9
7		10
7		8
7		9
7		11

に改める。

別表第4中

7	を	7
7		8
7		9
8		13
9	を	9
9		13

に、

に改め、

同表備考に関する部分第2項中「保健師助産師看護師法」の次に「（昭和23年法律第203号）」を加え、「養成所（）」を「養成所の卒業（）」に、「の施行の日前に改正法の規定による改正前の法」を「による改正前の保健婦助産婦看護婦法」に、「を含む。）の卒業」を「の改正法の施行の日前の卒業を含む。）」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

横須賀市規則第22号

職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年3月31日

横須賀市長 上地 克明

職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の管理職手当に関する規則（昭和34年横須賀市規則第25号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(条例附則第39項の規定の適用を受ける職員の管理職手当)
3 条例附則第39項の規定の適用を受ける職員に対する第3条第1項及び附則第2項の規定の適用については、第3条第1項第1号中「定める額」とあるのは「定める額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に切り上げた額）」とし、附則第2項中「額」とあるのは「額」に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に切り上げた額）」とする。

別表第1項の表中

7級の職務にある者	85,000
6級の職務にある者	75,000

を

7級の職務のうち1種の課長の職務にある者	90,000
7級の職務のうち2種の課長の職務にある者	85,000
6級の職務のうち1種の課長の職務にある者	80,000
6級の職務のうち2種の課長の職務にある者	75,000

に

改め、同表備考に関する部分第2項中「まちづくり政策担当部長」を「経営企画部デジタル・ガバメント推進担当部長、経営企画部まちづくり政策担当部長、総務部の担当部長」に、「みどり政策担当部長、港湾担当部長」を「港湾部長、港湾部技術担当部長」に改め、同部分に次の2項を加える。

4 1種の課長の職務とは、経営企画部企画調整課長、経営企画部都市戦略課長、経営企画部ゼロカーボン推進担当課長、経営企画部まちづくり政策課長、経営企画部拠点整備推進担当課長、経営企画部事業用地課長、総務部人事課長、財務部財務課長、財務部FM推進課長、文化スポーツ観光部企画課長、文化スポーツ観光部アーバンスポーツ推進担当課長、文化スポーツ観光部エンターテイメント推進担当課長、文化スポーツ観光部プロモーション担当課長、民生局福祉こども部地域福祉課長、民生局福祉こども部障害福祉課長、民生局福祉こども部子育て支援課長、経済部経済企画課長、都市部建築計画課長、都市部建築指導課長、建設部道路整備課長、建設部公園活用推進担当課長、消防局総務課長、消防局中央消防署長、消防局北消防署長、消防局南消防署長又は消防局三浦消防署長の職務をいう。

5 2種の課長の職務とは、1種の課長の職務以外の課長の職務をいう。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

横須賀市規則第23号

職員住居手当支給規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年3月31日

横須賀市長 上地 克明

職員住居手当支給規則の一部を改正する規則

職員住居手当支給規則（昭和46年横須賀市規則第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「30,600円」を「30,300円」に改め、

同項第2号中「12,800円」を「8,900円」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

横須賀市規則第24号

職員に支給する期末手当及び勤勉手当の支給基準に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年3月31日

横須賀市長 上地 克明

職員に支給する期末手当及び勤勉手当の支給基準に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

職員に支給する期末手当及び勤勉手当の支給基準に関する規則の一部を改正する規則（令和4年横須賀市規則第71号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

3 職員給与条例等の一部を改正する条例（令和4年横須賀市条例第53号）附則第5項に規定する暫定再任用職員及び同条例附則第6項に規定する暫定再任用短時間勤務職員については、同条例附則第5項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第2条の規定による改正後の職員に支給する期末手当及び勤勉手当の支給基準に関する規則第6条の規定を適用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

横須賀市規則第25号

職員被服貸与規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年3月31日

横須賀市長 上地 克明

職員被服貸与規則の一部を改正する規則

職員被服貸与規則（昭和30年横須賀市規則第10号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

横須賀市規則第26号

職員退職手当条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年3月31日

横須賀市長 上地 克明

職員退職手当条例施行規則の一部を改正する規則

職員退職手当条例施行規則（昭和30年横須賀市規則第20号）の一部を次のように改正する。

第7条各号列記以外の部分中「第10条第2項」を「第5条の2第2項」に改める。

附則に次の1項を加える。

(差額支給の特例)

5 条例附則第13項に規定する規則で定めるものは、次に掲げる給料月額の減額改定とする。

(1) 職員給与条例の一部を改正する条例（平成17年横須賀市条例第73号）第2条の規定による改正後の職員給与条例（昭和26年横須賀市条例第5号）別表第1の規定が適用されることとなったことによる給料月額の減額改定

(2) 職員給与条例等の一部を改正する条例（平成19年横須賀市条例第14号）第1条の規定による改正後の職員給与条例別表第1から別表第5までの規定が適用されることとなったことによる給料月額の減額改定

(3) 職員給与条例等の一部を改正する条例（平成20年横須賀市条例第4号）第1条の規定による改正後の職員給与条例別表第1の規定が適用されることとなったことによる給料月額の減額改定

別表第1号区分の項第1号中「（昭和26年横須賀市条例

第5号）」を削る。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

横須賀市規則第27号

予算決算及び会計規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年3月31日

横須賀市長 上地 克明

予算決算及び会計規則の一部を改正する規則

予算決算及び会計規則（昭和39年横須賀市規則第43号）の一部を次のように改正する。

第21条第1項第1号中「及び非常勤特別職員の報酬及び費用弁償条例」を「、非常勤特別職員の報酬及び費用弁償条例」に改め、「月額報酬」の次に「及び会計年度任用職員の報酬」を加え、同項第18号を削る。

第37条第1号ケ中「（資源循環部資源循環久里浜事務所が所管する積替保管施設において搬入するものを除く。）」を削り、同号コ中「都市部開発指導課」を「都市部宅地審査防災課」に改め、同号ス中「建設部港湾企画課」を「港湾部港湾企画課」に改める。

第51条各号列記以外の部分中「法人」を「もの」に改める。

第100条第1項の表中

「民生局福祉こども部子育て支援課 民生局福祉こども部子育て支援課主管の負担金、使用料その他の諸収入」を
「民生局地域支援部市民生活課 民生局地域支援部市民生活課主管の諸収入」

「民生局福祉こども部子育て支援課 民生局福祉こども部子育て支援課主管の負担金、使用料その他の諸収入」

改め、同表都市部建築指導課の項中「都市部開発指導課」を「都市部宅地審査防災課」に改め、同表建設部港湾企画課の項中「建設部港湾企画課」を「港湾部港湾企画課」に改め、同表建設部港湾管理課の項中「建設部港湾管理課」を「港湾部港湾管理課」に改め、同表中「教育委員会事務局学校教育部学校食育課の項中「保健体育課」を「学校食育課」に改め、同表中

「高等学校 高等学校の授業料、入学検定料、入学金並びに証明書及び調査書交付手数料」

「高等学校 高等学校の授業料、入学検定料、入学金並びに証明書及び調査書交付手数料」に
「議会局総務調査課 議会局総務調査課主管の諸収入」

改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

横須賀市規則第28号

契約規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年3月31日

横須賀市長 上地 克明

契約規則の一部を改正する規則

契約規則（平成19年横須賀市規則第22号）の一部を次のように改正する。

第44条の2第2項第11号ア中「当該者」の次に「その他経営に事実上参加している者」を加える。

第47条第2項中「（第10号を除く。）」を削る。

第49条中「同法第7条の2第10項、第11項又は第12項」を「独占禁止法第7条の4第1項から第3項まで又は第7条の5第3項」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

横須賀市規則第29号

契約履行規則の一部を改正する規則を次のように定める。
令和5年3月31日

横須賀市長 上地 克明

契約履行規則の一部を改正する規則

契約履行規則（平成19年横須賀市規則第23号）の一部を次のように改正する。

第30条第1項中「天災」を「天災等」に改め、「建設機械器具」の次に「（以下この条において「目的物等」という。）」を加え、同条第4項中「目的物、仮設物、現場搬入済みの材料又は建設機械器具」を「目的物等」に改め、「第19条第2項」の次に「、第20条第1項」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、災害応急対策又は災害復旧に関する工事（工事系委託又は一般委託により受託者が行うものを含む。）における損害については、損害合計額を負担するものとする。

第30条第6項後段中「契約金額の100分の1を超える額」を「得た額」に改め、「差し引いた額」との次に「、「損害合計額を」とあるのは「損害合計額から既に負担した額を差し引いた額を」と」を加える。

第46条第1項中「中央建設工業紛争審査会」を「中央建設工事紛争審査会」に改める。

第62条第5項中「天災」を「天災等」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

横須賀市規則第30号

横須賀市病院事業財務規則等の一部を改正する等の規則を次のように定める。

令和5年3月31日

横須賀市長 上地 克明

横須賀市病院事業財務規則等の一部を改正する等の規則

（横須賀市病院事業財務規則の一部改正）

第1条 横須賀市病院事業財務規則（昭和43年横須賀市規則第32号）の一部を次のように改正する。

第65条第2項第10号を削り、同項第11号を同項第10号とする。

（物品会計規則の一部改正）

第2条 物品会計規則（昭和35年横須賀市規則第15号）の一部を次のように改正する。

第8条ただし書を削る。

第13条中「第2号様式」を「第1号様式」に改める。

第16条本文中「第3号様式甲」を「第2号様式甲」に、「第3号様式乙」を「第2号様式乙」に改める。

第18条第2項中「第4号様式」を「第3号様式」に改める。

第18条の3本文中「第5号様式」を「第4号様式」に改める。

第1号様式を削り、第2号様式を第1号様式とし、第3号様式甲から第5号様式までを1様式ずつ繰り上げる。

（用品調達基金条例施行規則の廃止）

第3条 用品調達基金条例施行規則（昭和39年横須賀市規則第26号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

横須賀市規則第31号

企業立地等促進条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年3月31日

横須賀市長 上地 克明

企業立地等促進条例施行規則の一部を改正する規則

企業立地等促進条例施行規則（平成10年横須賀市規則第26号）の一部を次のように改正する。

第1条第5項中「横須賀インター周辺地区地区計画」の次に

「及びワイハート地区地区計画」を加える。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

横須賀市規則第32号

青少年の家条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年3月31日

横須賀市長 上地 克明

青少年の家条例施行規則の一部を改正する規則

青少年の家条例施行規則（昭和43年横須賀市規則第28号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第2条を削る。

第3条第1項中「条例第11条第1項」を「青少年の家条例（昭和43年横須賀市条例第13号。以下「条例」という。）第6条第1項」に改め、「自然の家以外の会館については」及び「、自然の家については指定管理者に」を削り、同条第2項ただし書中「自然の家以外の会館については」及び「、自然の家については指定管理者に」を削り、同条第3項中「及び指定管理者」を削り、同条を第1条とする。

第4条を第2条とする。

第5条中「第13条第4項」を「第7条第3項」に改め、同条を第3条とする。

第6条第1項中「第14条ただし書」を「第8条ただし書」に、「第2号様式」を「別記様式」に改め、同条第2項中「第14条第1号又は第2号」を「第8条第1号又は第2号」に改め、同条第3項中「第14条第3号」を「第8条第3号」に改め、同条を第4条とする。

第7条第1項中「第16条」を「第10条」に改め、「自然の家以外の会館については」及び「、自然の家については指定管理者に」を削り、同条第2項中「及び指定管理者」を削り、同条を第5条とする。

第8条第1項本文中「第17条」を「第11条」に改め、「自然の家以外の会館については」及び「、自然の家については指定管理者に」を削り、同条第2項中「自然の家以外の会館については」及び「、自然の家については指定管理者に」を削り、同条第3項中「及び指定管理者」を削り、同条を第6条とする。

第9条を第7条とする。

第1号様式を削る。

第2号様式中「（第6条第1項関係）」を「（第4条第1項関係）」に改め、同様式を別記様式とする。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

横須賀市規則第33号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行取扱規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年3月31日

横須賀市長 上地 克明

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行取扱規則（平成20年横須賀市規則第59号）の一部を次のように改正する。

第1条中「支援給付」の次に「及び法第15条の規定による配偶者支援金の支給」を加える。

第2条第2号及び第3号を次のように改める。

(2) 支援給付（配偶者支援金支給）台帳

(3) 支援給付（配偶者支援金支給）決定調書

第2条第6号から第8号までを次のように改める。

(6) 支援給付（配偶者支援金支給）申請書受理簿

(7) 医療券交付処理簿（支援給付の場合に限る。）

(8) 介護券交付処理簿（支援給付の場合に限る。）
 第5条中「又は変更」を「、変更、停止又は廃止」に改め、同条に次の1項を加える。
 2 配偶者支援金の支給の開始、変更、停止又は廃止の際の通知は、支援金支給決定（変更、停止、廃止）通知書（第7号様式の2）によらなければならない。
 第8条を次のように改める。
 (支援給付金品等の支給方法)
 第8条 市長は、支援給付金品を交付する場合にあっては当該被支援者から支援給付決定通知書又はこれに代わるもの、配偶者支援金を支給する場合にあっては当該被支給者から配偶者支援金支給決定通知書又はこれに代わるもの提示を求めなければならない。
 第7号様式中「（第5条関係）」を「（第5条第1項関係）」に改め、同様式の次に次の1様式を加える。

第7号様式の2（第5条第2項関係）

年 月 日

住所

氏名

横須賀市長

印

配偶者支援金支給決定（変更、停止、廃止）通知書
 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中國残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による配偶者支援金の支給を次のとおり決定したので通知します。

- 1 配偶者支援金の支給開始（変更、停止、廃止）時期
- 2 配偶者支援金の支給決定額
- 3 配偶者支援金の支給を決定（変更、停止、廃止）した理由
- 4 配偶者支援金の支給日及び支給方法

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

横須賀市規則第34号

児童福祉法施行取扱規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年3月31日

横須賀市長 上地 克明

児童福祉法施行取扱規則の一部を改正する規則

児童福祉法施行取扱規則（平成13年横須賀市規則第38号）の一部を次のように改正する。

第1条の2中「10人」を「12人」に改める。

第1条の3第1項中「20人」を「24人」に改め、同条第2項中「3人」を「4人」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

横須賀市規則第35号

横須賀市介護保険条例等施行取扱規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年3月31日

横須賀市長 上地 克明

横須賀市介護保険条例等施行取扱規則の一部を改正する規則

横須賀市介護保険条例等施行取扱規則（平成12年横須賀市規則第35号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「免除する」を「減免する」に改める。

附則第4項中「令和3年度分及び」を削り、「令和4年4月1日から令和5年3月31日」を「令和5年4月1日から令和6年3月31日」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

横須賀市規則第36号

保健センター条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年3月31日

横須賀市長 上地 克明

保健センター条例施行規則の一部を改正する規則

保健センター条例施行規則（令和4年横須賀市規則第33号）の一部を次のように改正する。

本則に次のただし書きを加える。

ただし、市長が別に定める方法により使用料の減免を受けようとするときは、この限りでない。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

横須賀市規則第37号

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律施行取扱規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年3月31日

横須賀市長 上地 克明

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に

関する法律施行取扱規則の一部を改正する規則

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律施行取扱規則（平成9年横須賀市規則第38号）の一部を次のように改正する。

第1号様式（表）中「免許証に記載された都道府県知事の統轄する都道府県名」を「免許発行所管」に、「免許証番号」を「免許登録番号」に、「免許年月日」を「免許登録年月日」に、「晴盲の別」を「摘要」に改め、同様式に備考として次のように加える。

備考 施術者が目の見えない者である場合は、摘要の欄に○印を記入すること。

「届出者 氏名」「届出者 氏名」
 第4号様式中 「届出者 氏名」
 「電話を」「電話を」
 「晴盲の別」

に、「免許証に記載された都道府県知事の統轄する都道府県名」を「免許発行所管」に、「免許証番号」を「免許登録番号」に、「免許年月日」を「免許登録年月日」に、

「(事務処理欄)」 「摘要」 「(事務処理欄)」
 を に改め、同

様式備考に関する部分を次のように改める。

備考

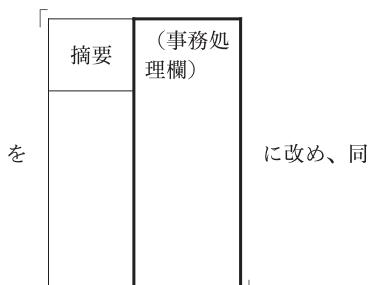
1 免許の欄は、該当する箇所のみ記入すること。

2 施術者が目の見えない者である場合は、摘要の欄に○印を記入すること。

第5号様式中「免許証に記載された都道府県知事の統轄する都道府県名」を「免許発行所管」に、「免許証番号」を「免許登録番号」に、「免許年月日」を「免許登録年月日」に改める。

「届出者 氏名」「届出者 氏名」
 第6号様式中 「届出者 氏名」
 「電話を」「電話を」
 「晴盲の別」

に、「免許証に記載された都道府県知事の統轄する都道府県名」を「免許発行所管」に、「免許証番号」を「免許登録番号」に、「免許年月日」を「免許登録年月日」に、



様式備考に関する部分を次のように改める。

備考

- 1 免許の欄は、該当する箇所のみ記入すること。
- 2 施術者が目の見えない者である場合は、摘要の欄に○印を記入すること。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

横須賀市規則第38号

柔道整復師法施行取扱規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年3月31日

横須賀市長 上 地 克 明

柔道整復師法施行取扱規則の一部を改正する規則

柔道整復師法施行取扱規則（平成9年横須賀市規則第39号）の一部を次のように改正する。

第1号様式（表）中「免許証に記載された都道府県知事の統轄する都道府県名」を「免許発行所管」に、「免許証番号」を「免許登録番号」に、「免許年月日」を「免許登録年月日」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

横須賀市規則第39号

特定建築等行為に係る手続き及び紛争の調整に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年3月31日

横須賀市長 上 地 克 明

特定建築等行為に係る手続き及び紛争の調整に関する条例施行規則の一部を改正する規則

特定建築等行為に係る手続き及び紛争の調整に関する条例施行規則（平成14年横須賀市規則第82号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項第1号中「都市部開発指導課」を「都市部宅地審査防災課」に改め、同条第5項中「横須賀市個人情報保護条例施行規則（平成5年横須賀市規則第45号）」を「個人情報の保護に関する法律等施行取扱規則（令和5年横須賀市規則第3号）」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

横須賀市規則第40号

建築基準法等施行取扱規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年3月31日

横須賀市長 上 地 克 明

建築基準法等施行取扱規則の一部を改正する規則

建築基準法等施行取扱規則（昭和30年横須賀市規則第27号）の一部を次のように改正する。

第1号様式（第2面）中

「大規模の模様替」を「大規模の模様替 □その他」に、
 「イ、建築面積」を「イ、建築物全体」に、
 「【ロ、建蔽率】」を
 「【ロ、建蔽率の算定の基礎となる建築面積】 () () ()
 【ハ、建蔽率】」

)
 」

「【ホ、自動車車庫等の部分】 () () ()」を

「【ホ、認定機械室等の部分】 () () ()

【ヘ、自動車車庫等の部分】 () () () ()」に、

「ヘ、備蓄倉庫」を「ト、備蓄倉庫」に、「ト、蓄電池」を

「チ、蓄電池」に、「チ、自家発電設備」を「リ、自家発電設

備」に、「リ」を「ヌ」に、「ヌ」を「ル」に、

「【ル、住宅の部分】 () () () ()」を

「【ヲ、その他の不算入部分】 () () () ()

【ワ、住宅の部分】 () () () () ()」に、

「ヲ」を「カ」に、「ワ」を「ヨ」に、「カ」を「タ」に改め

る。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

横須賀市規則第41号

横須賀市給食条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年3月31日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市給食条例施行規則の一部を改正する規則

横須賀市給食条例施行規則（平成30年横須賀市規則第59号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

2 前項の申込書の記載事項に変更が生じたときは、速やかに給食申込事項変更届（第2号様式）により市長に届け出なければならない。

第3条の見出しを「（給食費等の徴収方法）」に改め、同条中「給食費納入通知書を保護者等に送付することにより」を「インターネットを利用した方法及び小学校、中学校、ろう学校又は養護学校において掲示する方法により納入の通知を」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、第5条第1項各号に該当する場合における給食費の徴収は、給食費納入通知書を送付することにより行うものとする。

第4条第2項中「の左欄及び中欄に掲げる対象者及びその区分に応じ、それぞれ同表の右欄」を「及び別表第3」に改める。

第5条第1項に次の1号を加える。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、市長が前条に規定する額により難いと認める場合 別表第1の右欄に掲げる額に当該月において学校給食を受ける日数を乗じて得た額（当該額が同表の中欄に掲げる額を超える場合にあっては、当該額）

第5条第2項中「（中学生にあっては、10日）」を削る。

第6条第2項中「別表第3」を「別表第4」に改める。

第7条第1項前段中「（中学生にあっては、10日）」を削り、「第2号様式」を「第3号様式」に改め、同項後段を削り、同条第2項前段中「申請書等」を「申請書」に改め、同項後段を削り、同条第4項中「第3号様式」を「第4号様式」に改め、同項を同条第7項とし、同条第3項各号列記以外の部分中「前項」を「第2項及び第3項」に改め、同項第1号ア中「別表第4」を「別表第5」に改め、同項第2号ア列記以外の部分中「前項第1号」を「第2項第1号」に、「が別表第4」を「が別表第5」に、「別表第4」を「同表」に改め、同号ア（ア）中「別表第4」を「別表第5」に改め、同号イ中「前項第2号」を「第2項第2号」に改め、同号ウ中「前項第1号」を「第2項第1号」に、「別表第4」を「別表第5」に改め、同項を同条第5項とし、同項の次に次の1項を加える。

6 第5条第1項の規定は、第2項及び第3項の規定により給食費の減額を受けている者が転入し、又は転出した場合について準用する。この場合において、同項第1号及び第2号中「別表第1の右欄に掲げる」とあるのは、「第7条第5項の規定により算定した」と読み替えるものとする。

第7条第2項の次に次の2項を加える。

3 第1項の規定にかかわらず、前項各号のいずれかに該当する場合であって、市長が特に必要と認めるときは、市長は、職権で給食費を減額することができる。

4 市長は、前項の規定により給食費を減額したときは、その旨を給食費変更通知書により保護者等に通知するものとする。

第8条第1項中「第4号様式」を「第5号様式」に改め、同条第3項中「、市長が別に定める基準に該当すると校長が思料し、その旨を市長に報告した場合において」を削り、「当該報告の内容を審査し、適當」を「適當」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、市長は、その旨を給食費変更通知書により保護者等に通知するものとする。

第8条第4項を削る。

別表第1中「（第4条第1項、第5条第1項、第7条第3項関係）」を「（第4条第1項、第5条第1項、第7条第5項関係）」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第4条第2項関係）

対象者	月額	1食当たりの額
小学校及びろう学校の教職員	円 5,300	円 310
養護学校の教職員	5,300	320
中学校の教職員	5,400	330

別表第4中「（第7条第3項関係）」を「（第7条第5項関係）」に改め、同表を別表第5とする。

別表第3を別表第4とする。

別表第2の次に次の1表を加える。

別表第3（第4条第2項関係）

対象者	区分	1食当たりの額
試食会等に参加する保護者等	小学校及びろう学校の試食会等	円 310
	中学校の試食会等	330
	養護学校の試食会等	320
試食会等に参加する幼児、児童又は生徒	小学校及びろう学校小学部の試食会等	260
	中学校の試食会等	330
	養護学校の試食会等	270
	ろう学校幼稚部の試食会等	210
	ろう学校中学部及び高等部の試食会等	310

第1号様式から第3号様式までを次のように改める。

第1号様式（第2条第1項関係）

給食申込書

(あて先) 横須賀市長	年月日
横須賀市給食条例第4条の規定に基づき、給食を申し込みます。	
横須賀市給食条例施行規則（以下「規則」という。）の規定に基づき、横須賀市ホームページ又は学校における掲示で給食費の額を毎年度確認し、給食費を納入します。	
申込内容に変更が生じたときは、規則第2条第2項の規定に基づき、速やかに届け出ます。	
申込者1 (保護者等)	
申込者1 （保護者等）	住 所 _____
	フリガナ _____
	氏名 (続柄) _____
	生年月日 年 月 日
	電話 _____
	勤務先 (電話) _____
申込者2	
申込者2 (保護者等)	フリガナ _____
	氏名 (続柄) _____
	生年月日 年 月 日
	電話 _____
	勤務先 (電話) _____

申込内容	
申込内容	幼児・児童・フリガナ _____
	生徒氏名 _____
	生年月日 年 月 日
	学校名 _____
	期間 _____

第2号様式（第2条第2項関係）

給食申込事項変更届

(あて先) 横須賀市長		年月日
給食の申込事項に変更が生じましたので、次のとおり届け出ます。		
申込事項	変更前（全て記入）	変更後（変更事項のみ記入）
住所		
申込者1 (保護者等)	氏名 別がな (続柄) _____	別がな (続柄) _____
	生年月日 年 月 日	年 月 日
	連絡先電話 _____	
	勤務先 (電話) _____	(電話) _____
申込者2 (保護者等)	氏名 别がな (続柄) _____	別がな (続柄) _____
	生年月日 年 月 日	年 月 日
	連絡先電話 _____	
	勤務先 (電話) _____	(電話) _____
申込内容	幼児・児童・生徒氏名 _____	別がな
	生年月日 年 月 日	市内の市立学校に転校する場合
	学校名 _____	市外転出・私学就学等の場合
	期間 _____	年 月 日まで

第3号様式（第7条第1項関係）

給食費減額申請書

(あて先) 横須賀市長		年 月 日
申請者 (保護者等)	住 所 _____ 氏 名 _____ (年 月 日生) 電 話 _____	
横須賀市給食条例施行規則第7条第1項の規定により、次のとおり給食費の減額を申請します。		
幼児・児童・生徒氏名	フリガナ (年 月 日生)	
学 校 名		
学年・クラス	年 組	
減額希望日等	1 年 月 日から食物アレルギー等の治癒まで 2 年 月 日から 年 月 日まで 3 年 月 日から	
該当する給食の区分	1 ミルクのみ 2 給食全て	
申 請 理 由	1 食物アレルギー等 2 連続する7日間以上の欠席 (内容) 3 その他 ()	
(事務処理欄)		

「住 所 _____
第4号様式中 氏 名 _____ を 氏 名 _____
電 話 _____ 」 電 話 _____

(年 月 日生) に、

〔 〕 を

〔 (年 月 日生) 〕 に改め、同

様式を第5号様式とし、第3号様式の次に次の1様式を加える。

第4号様式（第7条第7項関係）

給食費減額中止申請書

(あて先) 横須賀市長		年 月 日
申請者 (保護者等)	住 所 _____ 氏 名 _____ (年 月 日生) 電 話 _____	
横須賀市給食条例施行規則第7条第7項の規定により、次のとおり給食費の減額の中止を申請します。		
幼児・児童・生徒氏名	フリガナ (年 月 日生)	
学校名		
学年・クラス	年 組	
減額中止希望日	年 月 日	
減額中止の対象	1 ミルクのみ 2 給食全て	
申請理由	1 食物アレルギー等の治癒 2 その他 ()	
(事務処理欄)		

附 則
この規則は、令和5年4月1日から施行する。